

# 一人ひとりがいきいきと輝き、 共に安心して暮らせるまち

浜田市障害者計画・障害福祉計画

平成 19 年 3 月

島根県 浜田市

## はじめに

本市は、平成 17 年 10 月に浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町が合併し、『青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち』を市の将来像と定め、平成 18 年 12 月に「浜田市総合振興計画（前期計画）」を策定して各種まちづくりの施策を推進しています。

今回作成の「浜田市障害者計画・障害福祉計画」は、新市としての障害者施策の基本方針となる「障害者計画」と障害福祉サービスの確保等に係る「障害福祉計画」を一体化して策定いたしました。

今日、障害のある人を取りまく状況はめまぐるしく変動しており、特に障害福祉サービスについては、平成 15 年度からの支援費制度や平成 18 年度からの障害者自立支援法の施行及びその一部見直しなどにより、短期間で制度が大きく変わりました。

このような中、本市では「浜田市総合振興計画」に掲げる『高齢者・障害者にやさしい環境づくり』を目標とし、ノーマライゼーション理念の達成に向けて人権意識を基本に置きながら、障害のある人も地域でいきいきと暮らしていただけるようなシステムづくりに努めてまいりたいと考えています。

そのためには、福祉サービス・制度の充実を図ることはもとより、地域との連携や協働がより不可欠と考えていますので、関係者や市民の皆様のさらなるご理解とご支援をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただいた市民の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただいた浜田市保健医療福祉協議会並びに障害者福祉専門部会の委員の皆様に対しまして心から感謝を申し上げます。

平成 19 年 3 月

浜田市長 宇津 徹 男

---

# 目 次

---

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
4 対象とする障害者.....	5
5 計画の策定体制.....	6
(1) 組織体制.....	6
(2) アンケート調査.....	7
第2章 障害のある人等の状況.....	8
1 人口の推移.....	8
2 身体障害.....	9
(1) 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移.....	9
(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移.....	9
(3) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移.....	10
3 知的障害.....	11
(1) 療育手帳所持者数の年齢別推移.....	11
(2) 療育手帳所持者数の等級別推移.....	11
4 精神障害.....	12
第3章 計画の基本的考え方.....	13
1 基本理念.....	13
2 基本目標.....	14
3 施策の体系.....	15
第4章 分野別施策の内容.....	16
1 地域における生活支援体制の充実.....	16
(1) 相談体制.....	16
(2) 保健・医療.....	20
(3) 福祉サービス.....	24
2 障害のある人一人ひとりの自立と社会参加の促進.....	31
(1) 療育支援.....	31

( 2 ) 保育・教育.....	32
( 3 ) 雇用・就労.....	35
( 4 ) 社会参加.....	41
3 共に生きるバリアフリー社会の実現.....	44
( 1 ) 啓発・広報.....	44
( 2 ) 地域福祉.....	48
( 3 ) 情報・コミュニケーション.....	49
( 4 ) 生活環境.....	52
4 障害福祉サービス等の提供体制の整備【障害福祉計画】.....	55
( 1 ) 平成 23 年度に向けた目標値.....	55
( 2 ) 障害福祉サービス・指定相談支援.....	58
( 3 ) 地域生活支援事業.....	65
( 4 ) サービス見込量確保の方策と質の向上.....	69
第 5 章 計画の推進体制.....	70
1 市民参画の推進.....	70
2 関係機関の連携.....	70
3 計画の進捗管理.....	70
第 6 章 資料編.....	71
1 用語解説.....	71
2 制度改正の概要.....	74
( 1 ) 総合的な自立支援システムの全体像.....	74
( 2 ) 障害福祉サービス体系.....	75
3 浜田市保健医療福祉協議会規則.....	76
4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿.....	78
5 障害者福祉専門部会委員名簿.....	79
6 障害者（児）福祉サービス等事業所一覧.....	80
( 1 ) 福祉施設等.....	80
( 2 ) 居宅介護（ホームヘルプ）等事業所.....	82
( 3 ) 相談支援等事業所.....	84
( 4 ) 養護学校・聾（ろう）学校.....	84
( 5 ) 行政・関係機関等.....	85

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年10月に浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町が合併し、現在「新市まちづくり計画」、「浜田市総合振興計画」に基づき、まちづくりを進めているところで

す。近年、高齢化の進展に加え、ストレスを要因とした精神障害等、障害者が増加しているとともに、障害の重度化・重複化が進行しています。

このような状況の中、平成15年に、障害者の自己決定や選択を重視し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度がスタートし、サービス提供体制の拡充が図られました。

平成17年4月には、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症<sup>1</sup>等の発達障害が福祉施策の対象であること、及び、発達障害者への支援が、国、県及び市町村の責務であることが明確に示されました。平成19年4月施行の「学校教育法の一部を改正する法律」においても、さまざまな障害に対応した適切な指導と支援を行うための特別支援教育<sup>2</sup>の推進がうたわれています。

また、平成18年4月、障害者施策の3障害一元化、就労支援の強化、安定的な財源の確保などを主な内容とした、「障害者自立支援法」が施行されました。この法律は、障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざしたものです。

障害者の増加や障害の重度化・重複化に加え、障害者を取り巻く環境は現在大きな転換期を迎えています。

この度、これらを踏まえ、新市として障害者施策全般にかかわる障害者基本計画の見直しを行うとともに、本市における障害者施策の一層の推進を図るため、「浜田市障害者計画・障害福祉計画」(以下、本計画)を新たに策定いたします。

---

<sup>1</sup> 自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、コミュニケーションの障害、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

<sup>2</sup> 特別支援教育

これまでの特殊教育の対象外であった学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などを含めて支援の必要性のある児童生徒に対して、一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。平成19年4月より、盲学校・聾(ろう)学校・養護学校は「特別支援学校」、特殊学級は「特別支援学級」へ名称変更される。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

国の「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」、鳥根県の「鳥根はつらつプラン（鳥根県障害者計画）」を踏まえ、「新市まちづくり計画」「浜田市総合振興計画」を上位計画として、本市における障害者施策に関する基本的な指針とします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成24年度までの7年間とします。

障害者計画は平成19年度から平成24年度までの6年間とし、障害福祉計画は、平成18年10月から平成20年度までを第1期計画とし、平成20年度に見直しを行い、平成21年度からの第2期計画を定めます。

なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	障害者計画					
障害福祉計画（第1期）		見直し	障害福祉計画（第2期）			

## 4 対象とする障害者

本計画で対象とする障害者とは、障害者基本法の規定に基づく「身体障害、知的障害、または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」、また、同法改正の際の附帯決議にある「難病等に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」、ならびに、発達障害者支援法の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群<sup>3</sup>その他の広汎性発達障害<sup>4</sup>、学習障害<sup>5</sup>、注意欠陥多動性障害<sup>6</sup>その他これに類する脳機能の障害のある人」とします。さらに、高次脳機能障害<sup>7</sup>のある人も対象とします。

なお、この計画に定める個別の事業及びサービス等の対象者については、別に定めるものとします。

---

### <sup>3</sup> アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

### <sup>4</sup> 広汎性発達障害

自閉性障害（自閉症）、レット障害、小児期崩壊性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性障害（非定型自閉症を含む）といった障害の総称。

### <sup>5</sup> 学習障害

Learning Disabilities（LD）、一般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。

### <sup>6</sup> 注意欠陥多動性障害

Attention Deficit/Hyperactivity Disorder（ADHD）、年齢または発達に不釣り合いな注意力、または衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

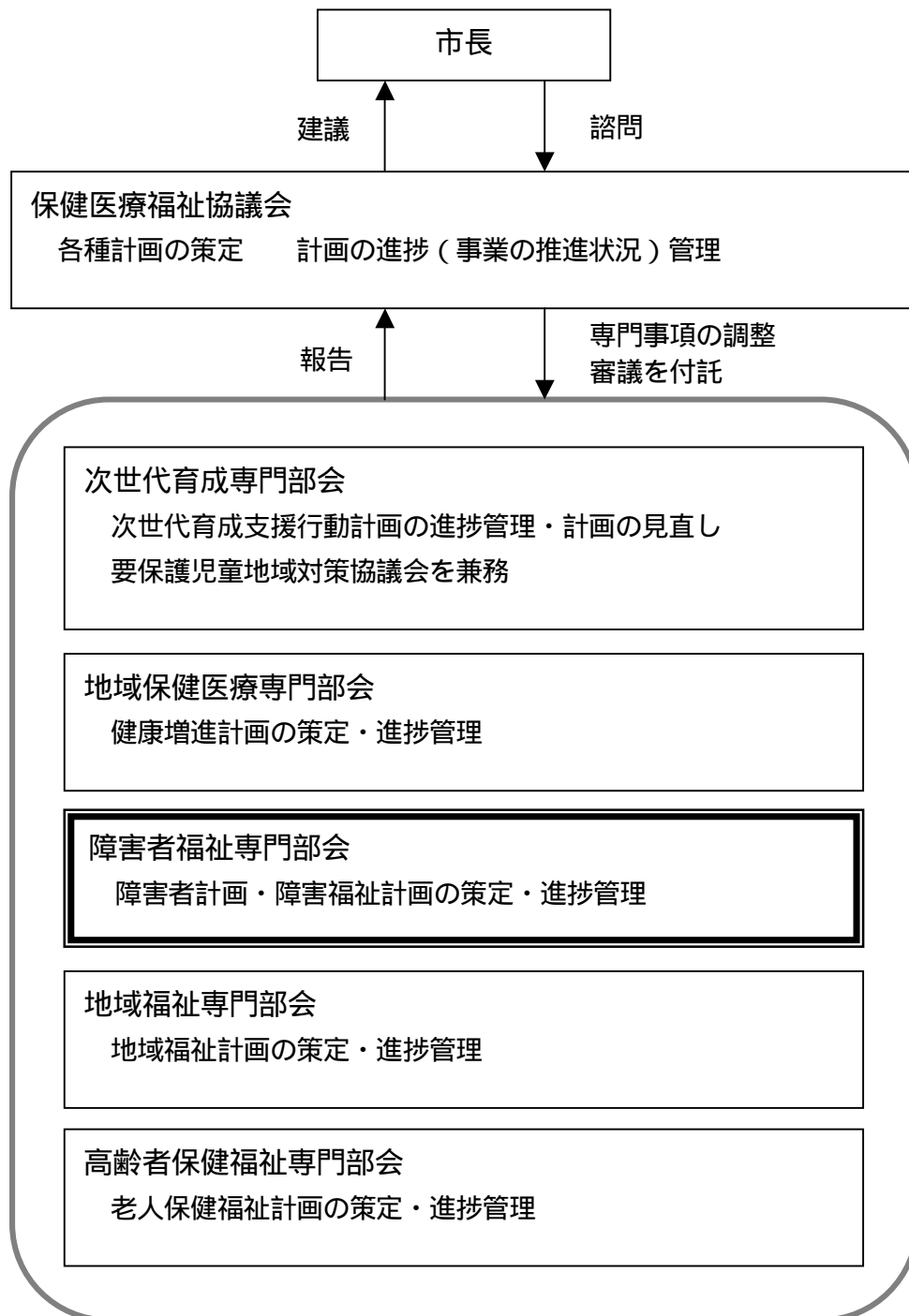
### <sup>7</sup> 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより、脳に損傷が生じて起こる障害。人によって症状は異なるが、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの症状が現れる。

## 5 計画の策定体制

### (1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は障害者福祉専門部会において審議を行いました。また、関係部局及び島根県とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。



## (2) アンケート調査

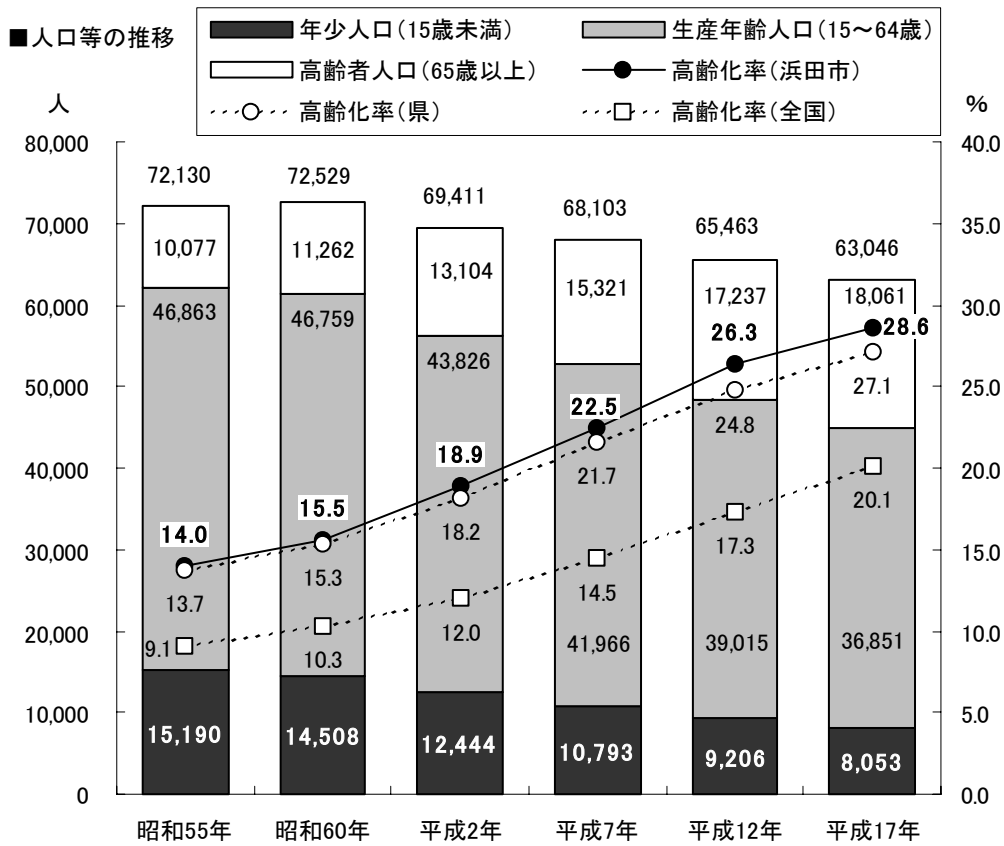
当事者の現状や要望を把握し、計画に反映していくため、障害者手帳をお持ちの方や障害者福祉制度を利用されている方を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査の種類	①身体障害者(児)・知的障害者(児)調査 ②精神障害者調査			
調査対象者	平成 18 年3月末、市内在住の			
	①	身体障害者手帳及び療育手帳所持者 障害者福祉制度利用者	1,200 名	
	②	精神障害者保健福祉手帳所持者 障害者福祉制度利用者	300 名	
	合 計		1,500 名	
抽出方法	障害種別ごとの無作為抽出			
調査方法	郵送による配布回収			
調査期間	平成 18 年9月5日から9月 19 日			
回収結果	①	678 票	回収率	56.5%
	②	153 票		51.0%
	合計	831 票		55.4%

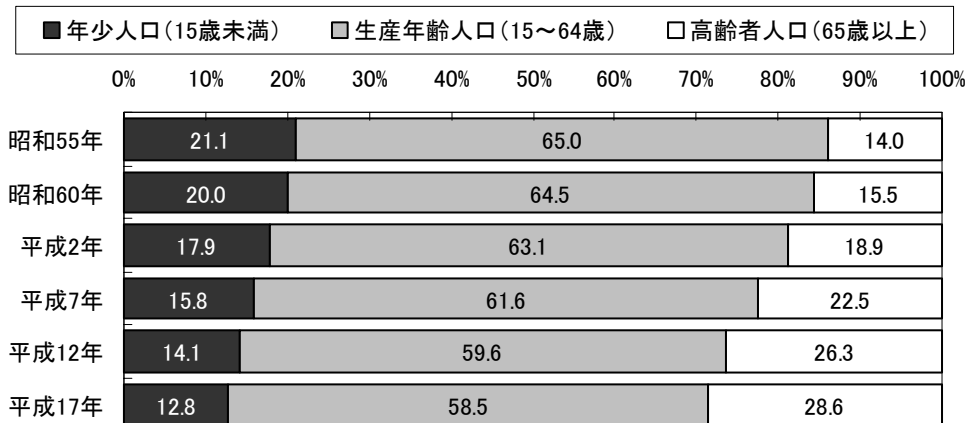
## 第2章 障害のある人等の状況

### 1 人口の推移

総人口は昭和60年以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



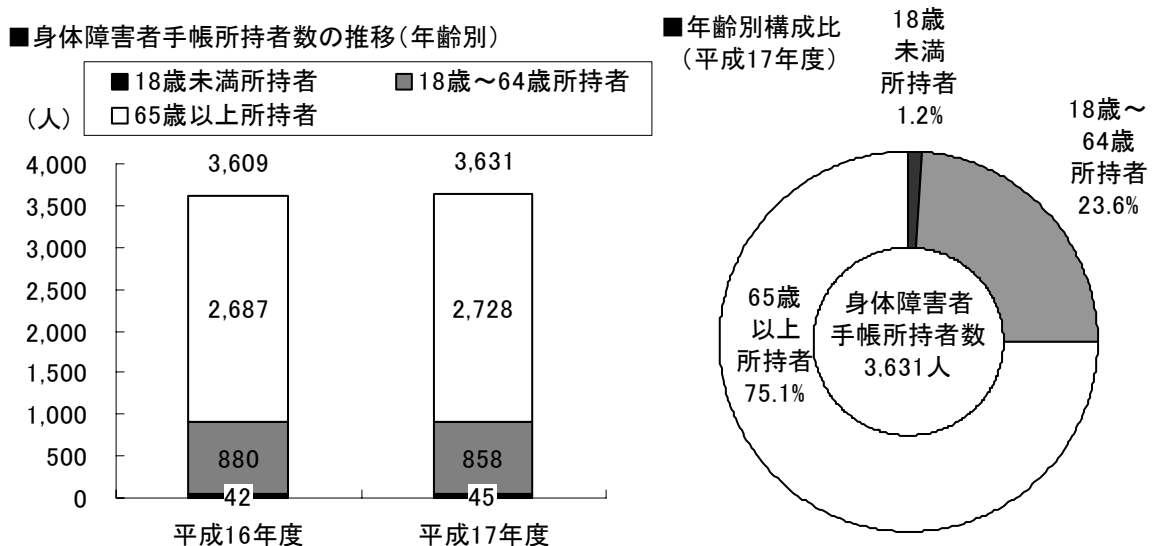
■人口等の推移(構成比)



## 2 身体障害

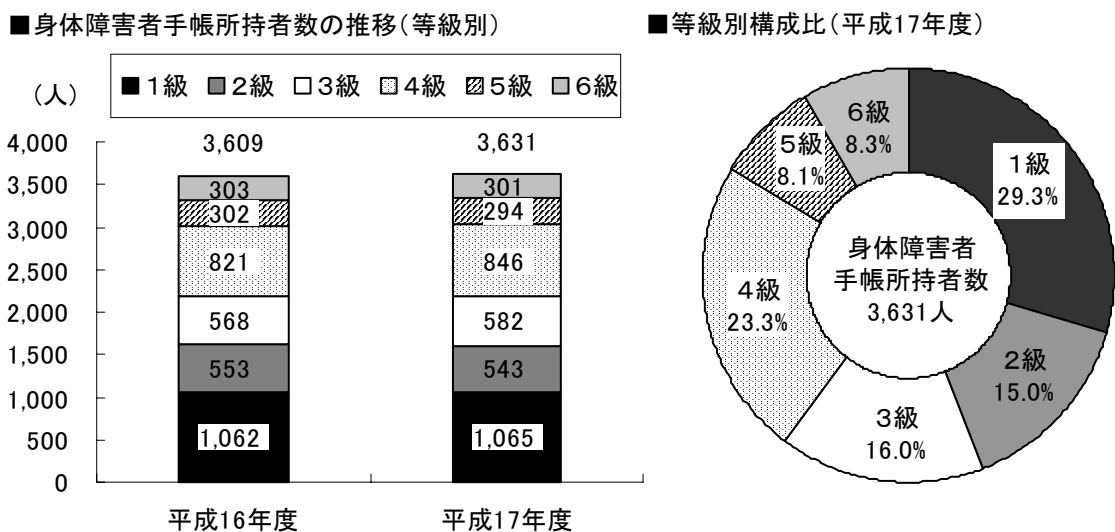
### (1) 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数は平成 16 年度から平成 17 年度にかけて増加しており、特に 65 歳以上所持者が増加しています。平成 17 年度の構成比をみると、65 歳以上所持者が 7 割以上を占めています。



### (2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

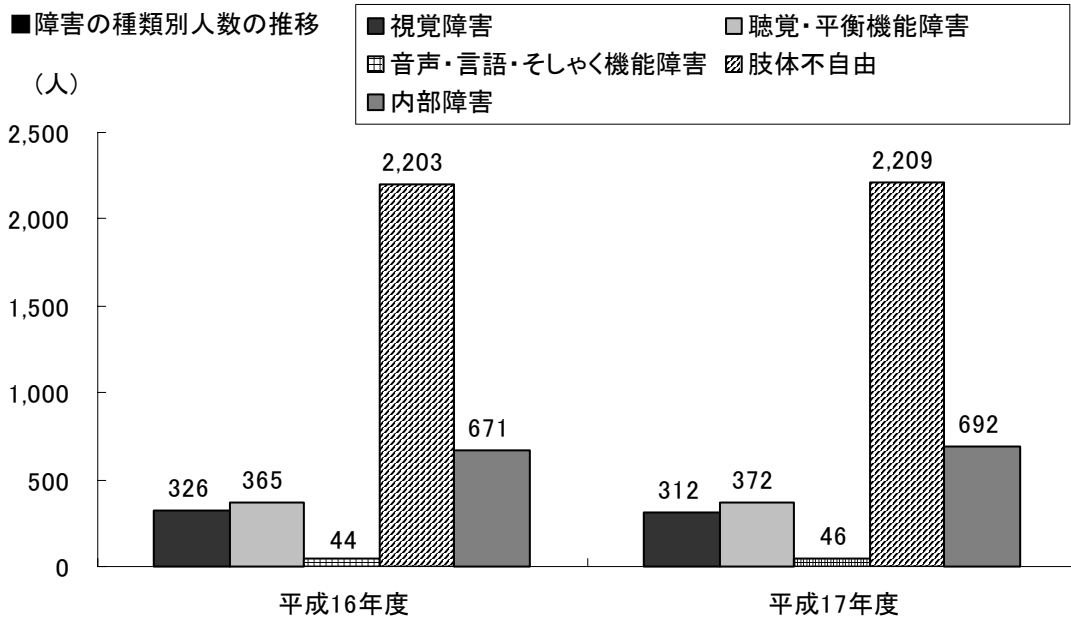
平成 16 年度から平成 17 年度にかけて、特に 3 級と 4 級が増加傾向にあります。平成 17 年度の構成比をみると、1・2 級を合わせた重度が 44.3%、3・4 級が 39.3%、となっています。



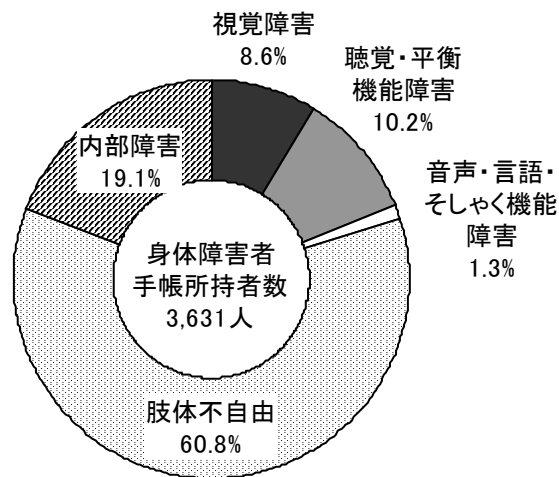
身体障害・知的障害・精神障害者に関するデータの出典先は、すべて「島根県立心と体の相談センター業務概要」(各年度、年度末現在)となっています。

### (3) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移

平成16年度から平成17年度にかけて、特に聴覚・平衡機能障害、内部障害が増加傾向にあります。平成17年度の構成比をみると、肢体不自由が60.8%と半数を超えており、次いで内部障害が19.1%、聴覚・平衡機能障害が10.2%となっています。



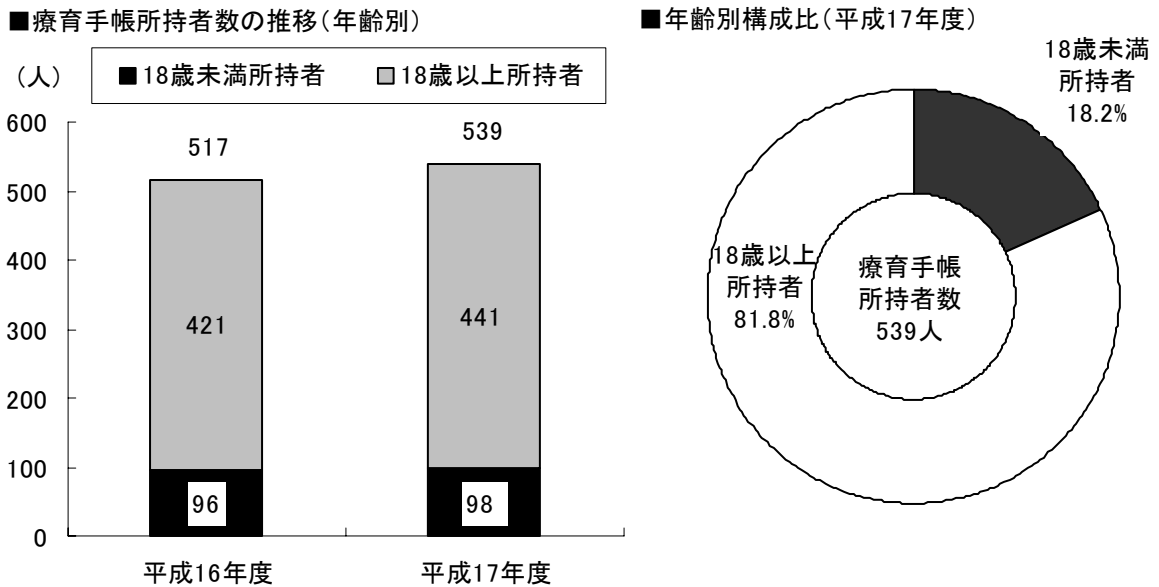
■障害の種類別構成比(平成17年度)



### 3 知的障害

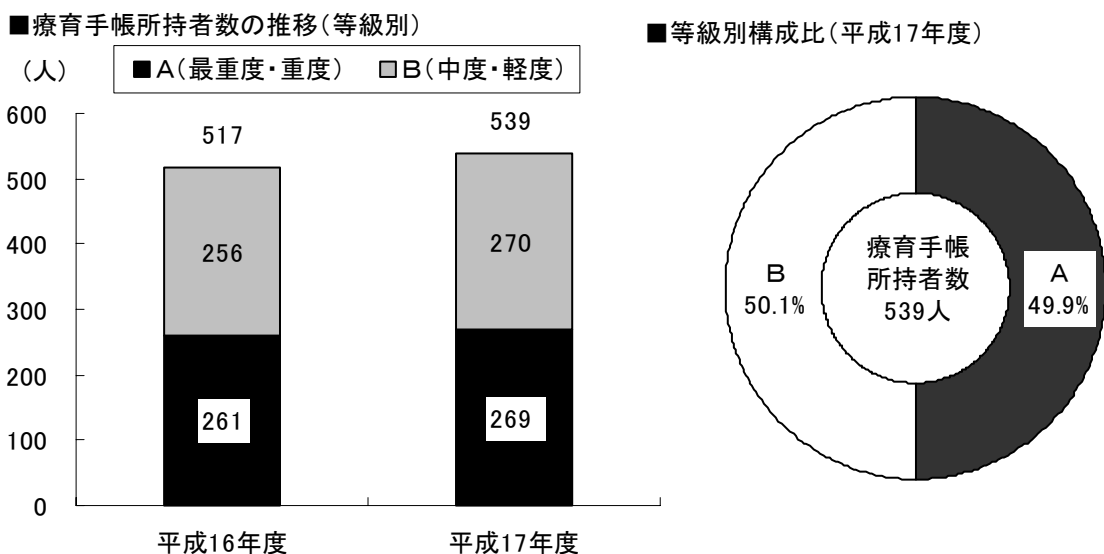
#### (1) 療育手帳所持者数の年齢別推移

療育手帳所持者数は平成16年度から平成17年度にかけて増加しています。平成17年度の年齢別構成比をみると、18歳以上所持者が8割を占めています。



#### (2) 療育手帳所持者数の等級別推移

平成16年度から平成17年度にかけて、A、Bともに増加しています。平成17年度の構成比をみると、ほぼ半数ずつとなっています。

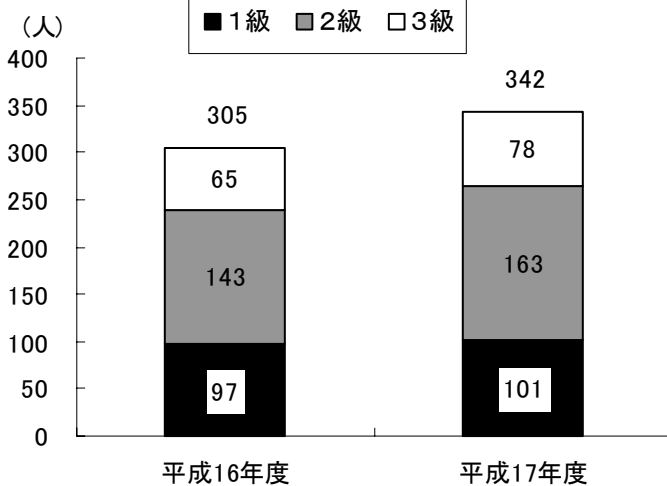


## 4 精神障害

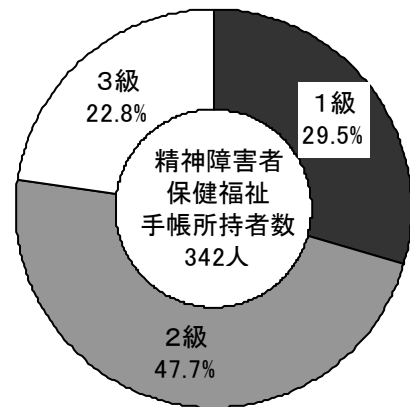
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 16 年度から平成 17 年度にかけて増加しています。平成 17 年度の等級別構成比をみると、2 級が 47.7%と最も高く、次いで 1 級が 29.5%、3 級が 22.8%となっています。

一方、精神科の医療機関などで通院医療を受けている人の人数をみると、手帳所持者よりも多いことがわかります。その数は平成 16 年度から平成 17 年度にかけて増加しており、平成 17 年度は 842 人となっています。

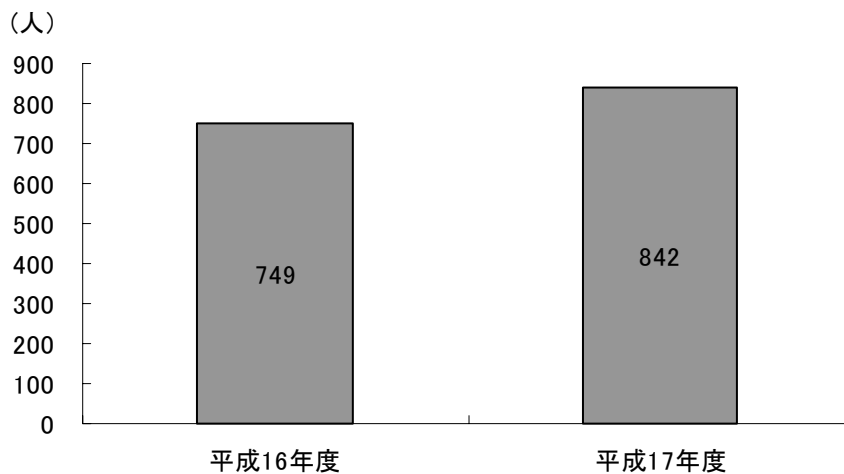
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移  
(等級別)



■等級別構成比(平成17年度)



■通院医療費公費負担対象者数の推移



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

本市ではこれまで、障害のある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉及び教育、就労、生活環境等の各種施策の充実に取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、これからも住み慣れた地域で暮らしていけるように、各種制度やサービスといった生活していくうえで必要な支援のみならず、障害のある人となない人が共に理解を深め合う機会や場の充実が求められています。

本計画では、障害者施策において重要な理念となる「ノーマライゼーション<sup>8</sup>」と「リハビリテーション<sup>9</sup>」の考え方のもと、障害のある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージ<sup>10</sup>において必要な支援を受けながら、その持てる力を最大限にいかし、共に安心して暮らすことのできるまちをめざし、以下を基本理念とします。

一人ひとりがいきいきと輝き、

共に安心して暮らせるまち

---

<sup>8</sup> ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

<sup>9</sup> リハビリテーション

障害のある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、障害のある人の自立と参加を目的としたノーマライゼーションをめざす理念。

<sup>10</sup> ライフステージ

人の人生をいくつかの段階に区分したもの。乳幼児期、学齢期、青年期、高齢期等。

## 2 基本目標

### 1 地域における生活支援体制の充実

障害のある人が自らの選択により、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続けられるとともに、入所施設から地域生活への移行が促進されるように、障害の特性に応じた相談支援や適切な保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の充実に努めます。

### 2 障害のある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

障害のある人一人ひとりが能力を最大限に発揮し、社会生活を営むことができるように、乳幼児期から障害の早期発見・早期療育、教育、そして就労へと、各分野の連携を強化しながら、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

### 3 共に生きるバリアフリー<sup>11</sup> 社会の実現

地域における市民一人ひとりの「心のバリア」、住まいや移動等の「環境のバリア」、「情報のバリア」等、生活の中にある、障害のある人を取り巻くあらゆる「バリア」を解消し、障害のある人が基本的人権を持つ一人の人間として尊重され、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現をめざします。

### 4 障害福祉サービス等の提供体制の整備

障害者が自らの選択により、居住する場所を選択し、どの障害のある人も等しく必要としているサービスを受けながら、暮らしたい場所で暮らしていけるように、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

また、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対して、地域の社会資源を最大限に活用しながら、対応できる体制の整備を推進します。

<sup>11</sup> バリアフリー

障害者が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 3 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち

1 地域における生活支援体制の充実

- (1) 相談体制
- (2) 保健・医療
- (3) 福祉サービス

2 障害のある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

- (1) 療育支援
- (2) 保育・教育
- (3) 雇用・就労
- (4) 社会参加

3 共に生きるバリアフリー社会の実現

- (1) 啓発・広報
- (2) 地域福祉
- (3) 情報・コミュニケーション
- (4) 生活環境

障害福祉計画  
4 障害福祉サービス等の提供体制の整備

- (1) 平成 23 年度に向けた目標値
- (2) 障害福祉サービス・指定相談支援
- (3) 地域生活支援事業
- (4) サービス見込量確保の方策と質の向上

## 第4章 分野別施策の内容

### 1 地域における生活支援体制の充実

#### (1) 相談体制

##### 現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、障害のある人のニーズに応じたきめ細かい相談体制の構築が必要となります。

本市では、障害のある人の地域の身近な相談相手として、民生児童委員をはじめ、身体障害者相談員・知的障害者相談員・生活協力員による相談支援を行っています。また、高齢者・障害者総合相談センター石見分室や社会福祉協議会において、障害のある人やその家族の相談に応じています。島根県西部視聴覚障害者情報センターでは、視覚や聴覚に障害のある人に対して、日常生活用具や福祉機器等に関する相談等、さまざまな相談に応じています。さらに、地域生活支援センター「レント」・浜田市障害者生活支援センター「ぴゅあ」・相談支援事業所「陽だまり」・島根整肢学園において、福祉サービスの利用援助や生活全般に関わる相談支援を行っています。

発達障害がある人やその家族に対しては、島根県西部発達障害者支援センター「ウインド」において相談支援・発達支援等を行っています。

アンケート調査では、悩み事などの相談相手として、いずれも「家族」の回答が最も多く、次いで身体障害者・精神障害者は「病院」、知的障害者は「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）の職員」と「地域生活支援センター（レント、ぴゅあ等）」が挙がっています。

一方、「民生委員・児童委員」や「身体障害者・知的障害者相談員」への相談の割合は低いことから、さらなる周知と資質の向上が必要となっています。また、「相談する人はいない」と回答した人は身体障害者では3.7%、知的障害者では0.7%、精神障害者は7.8%となっており、気軽に相談できる体制づくりを行うなど、相談相手のいない人の解消が必要となっています。

障害のある人が生活していくうえで必要なこととしては、身体・知的障害者では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の回答者が最も多く、精神障害者では「必要なときは、往診や訪問相談をしてもらえる体制」が第5位となっており、障害のある人の立場に立った、きめ細かな相談体制が求められています。

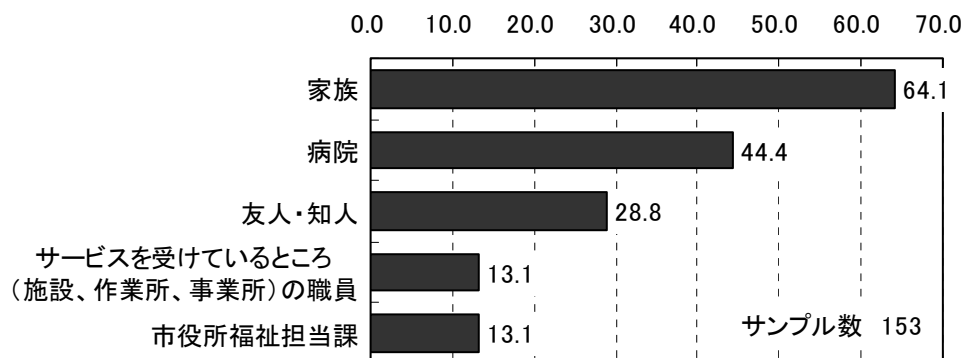
■相談相手【身体・知的障害者調査／所持手帳別クロス】(上位5項目)

単位:%

区分	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 手帳 (サンプル数 543)	家族 75.3	病院 18.8	友人・知人 18.0	サービスを受けているところ (施設、作業所、事業所)の 職員 14.4	市役所福祉担 当課 9.8
療育手帳 (サンプル数 145)	家族 73.8	サービスを受けているところ (施設、作業所、事業所)の 職員 31.0	地域生活支援 センター(レン ト、ぴゅあ等) 31.0	友人・知人 13.8	保育所・幼稚 園・学校 11.0

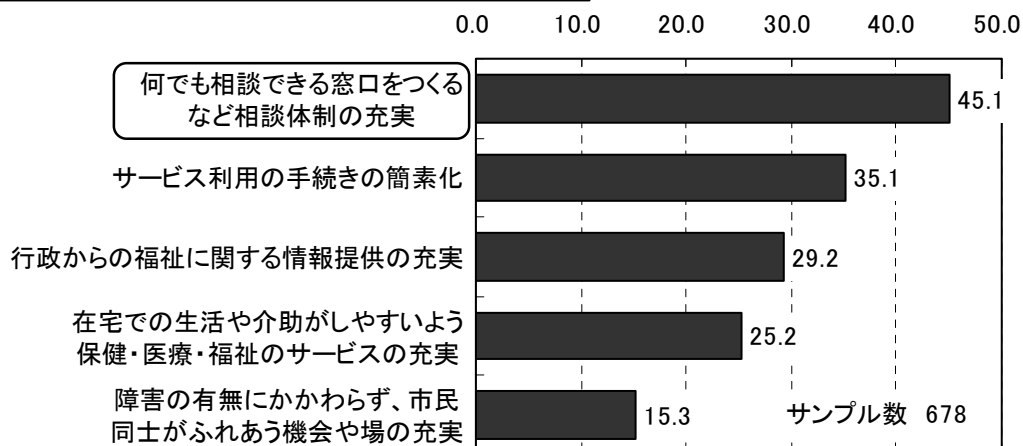
相談相手【精神障害者調査】(上位5項目)

%

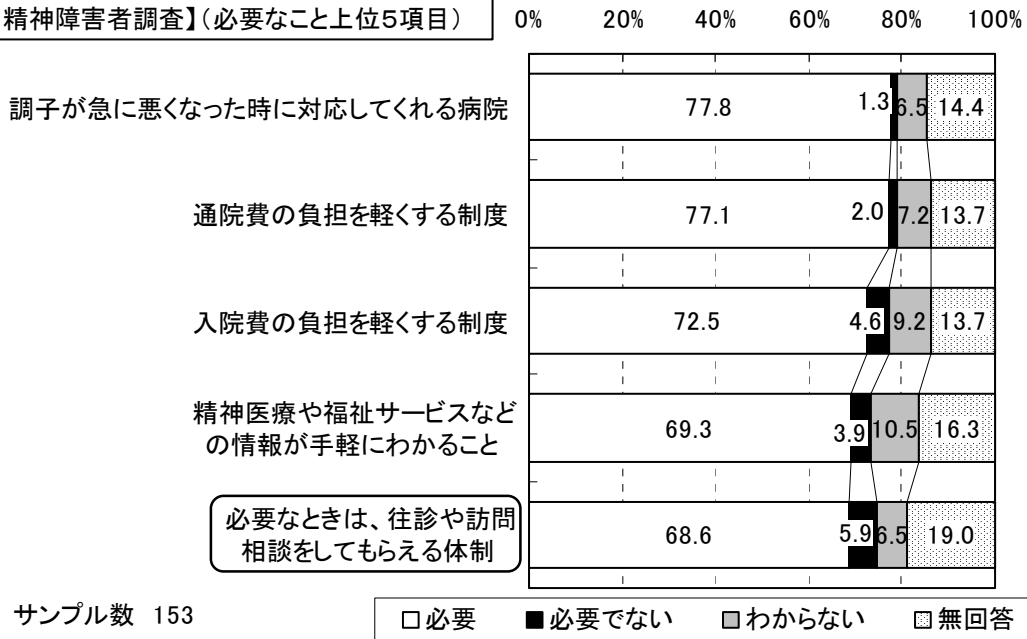


障害のある人に住みよいまちをつくるために必要なこと【身体・知的障害者調査】(上位5項目)

%



生活しやすくなるために必要な制度・サービス  
【精神障害者調査】(必要なこと上位5項目)



## 施策の方向

### 相談支援の充実

福祉担当課における情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実を図ります。

専門的な支援が必要な困難事例等への対応については、必要な体制の整備に努めます。発達障害者については、島根県西部発達障害者支援センター「ウィンド」と連携し、支援体制の充実に努めます。

### 地域における相談活動の推進

民生児童委員をはじめ、身体障害者・知的障害者相談員、生活協力員の周知に努めます。

また、民生児童委員や身体障害者・知的障害者相談員などに対し、個人情報の保護に留意しながら必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図ります。民生児童委員や身体障害者・知的障害者相談員と相談支援の専門機関との連携を強化するとともに、研修への参加を促進し、さらなる資質の向上を図ります。

### 住宅入居支援の推進

一般住宅への入居の際に支援が必要な障害のある人に対して、入居に必要な調整等を行い、地域生活の支援を行います。

### 権利擁護の推進

障害者に対する権利擁護や虐待防止に向け、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及・啓発を図ります。身寄りがない等の理由から、成年後見制度を利用することが難しい障害のある人に対しては、市長申し立て等の制度利用支援を行い、権利擁護を推進します。

### 相談支援体制の強化

相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方の協議等を行う、地域自立支援協議会を設置します。協議会を通じて各相談機関の連携を図り、相談支援体制の強化を推進します。

## (2) 保健・医療

### 現状と課題

本市においても、身体・知的・精神障害者の数は年々増加しており、障害の要因となる疾病の要因も多様化・複雑化しています。

また、現代社会におけるストレスなどによってこころの問題を抱えた人が増加しているとともに、その年齢も子どもから高齢者まで対象が広がっています。

本市では、成人に対して生活習慣病の早期発見・早期治療のため、各種保健事業を実施しています。

身体・知的障害者調査では、障害の種類として「下肢障害」「知的障害」「上肢障害」「内部障害（心臓、腎臓、呼吸器など）」が上位となっています。これらの障害になった主な原因をみると、「下肢障害」と「上肢障害」は「骨・関節疾患」や「脳血管障害」、 「内部障害（心臓、腎臓、呼吸器など）」は「心臓疾患」が最も高くなっています。40歳以上は「下肢障害」が最も高くなっていることから、若年層からの生活習慣病予防が必要となっています。

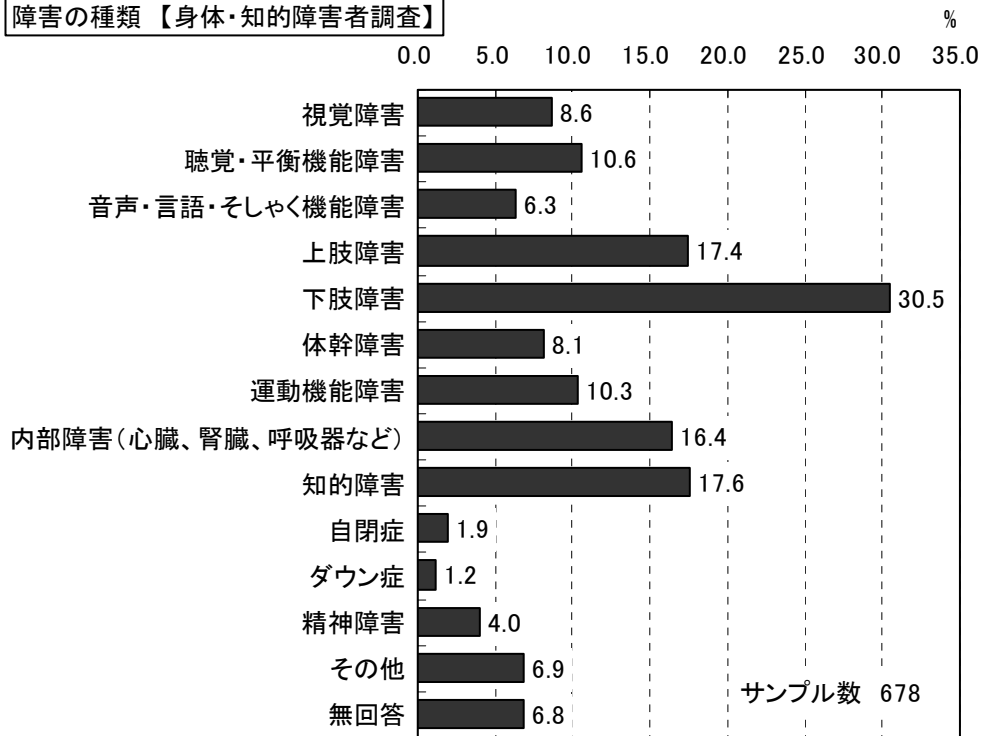
また、障害のある人の体への負担を少しでも軽減し、自立を促進するためには、障害の程度に応じた適切な医療・リハビリテーションが重要です。医療制度については、障害者自立支援法に伴い、これまで障害の種類や年齢によって決められていた医療費のしくみが「自立支援医療」として一本化されました。

身体・知的障害者調査では、定期検診を受けている人が約7割、受けていない人が2割という結果となっています。機能訓練については5割の人が受けていない状況です。医師の診療や定期検診のリハビリで困っていることとしては、「医療費の負担が大きい」「交通費の負担が大きい」が比較的高くなっています。

また、精神障害者調査では、生活しやすくなるために必要なこととして、保健・医療に関わることが上位3項目を占めています。

今後も、保健業務の充実を図るとともに、医療費制度の適正な運用を図りながら医療機関との連携を強化し、障害のある人が地域で安心して医療・リハビリテーションが受けられる体制づくりを推進することが必要となっています。

障害の種類【身体・知的障害者調査】

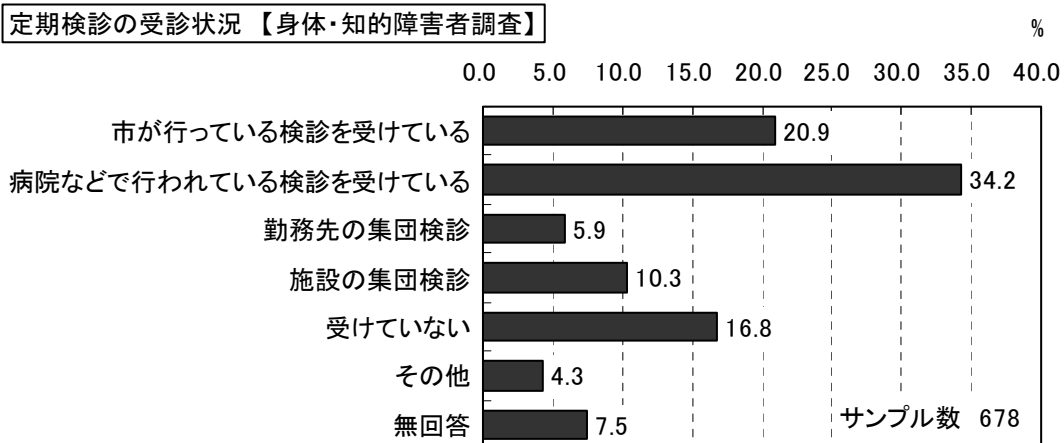


■障害の主な原因【身体・知的障害者調査／障害の種類別(上位4項目のみ)クロス】(上位5項目)

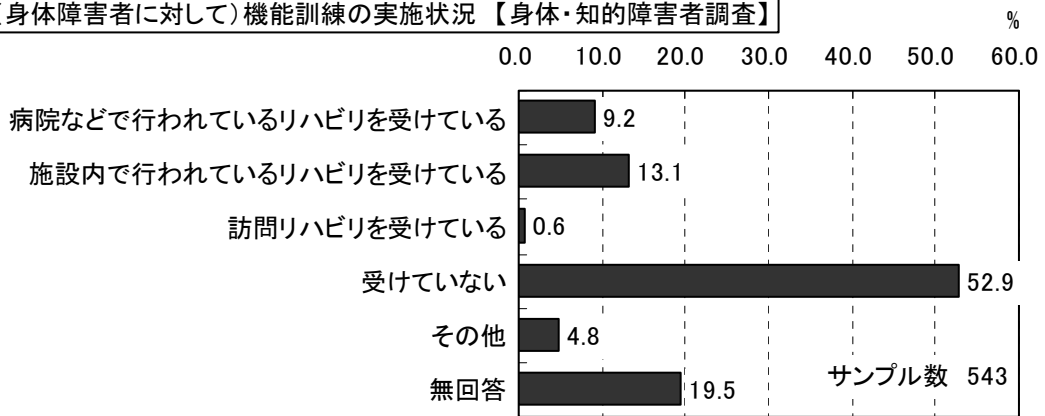
単位: %

区分	1位	2位	3位	4位	5位
上肢障害 (サンプル数 118)	脳血管障害 37.3	骨・関節疾患 11.9	労働災害 11.9	その他 8.5	その他の事故 6.8
下肢障害 (サンプル数 207)	骨・関節疾患 36.7	脳血管障害 23.7	交通事故 6.8	その他の病気 4.8	先天性 4.3
内部障害 (心臓、腎臓、呼吸器など) (サンプル数 111)	心臓疾患 49.5	その他の病気 14.4	原因不明 9.0	先天性 6.3	その他 5.4
知的障害 (サンプル数 119)	先天性 33.6	出生時の損傷 16.0	原因不明 13.4	無回答 13.4	脳血管障害 7.6

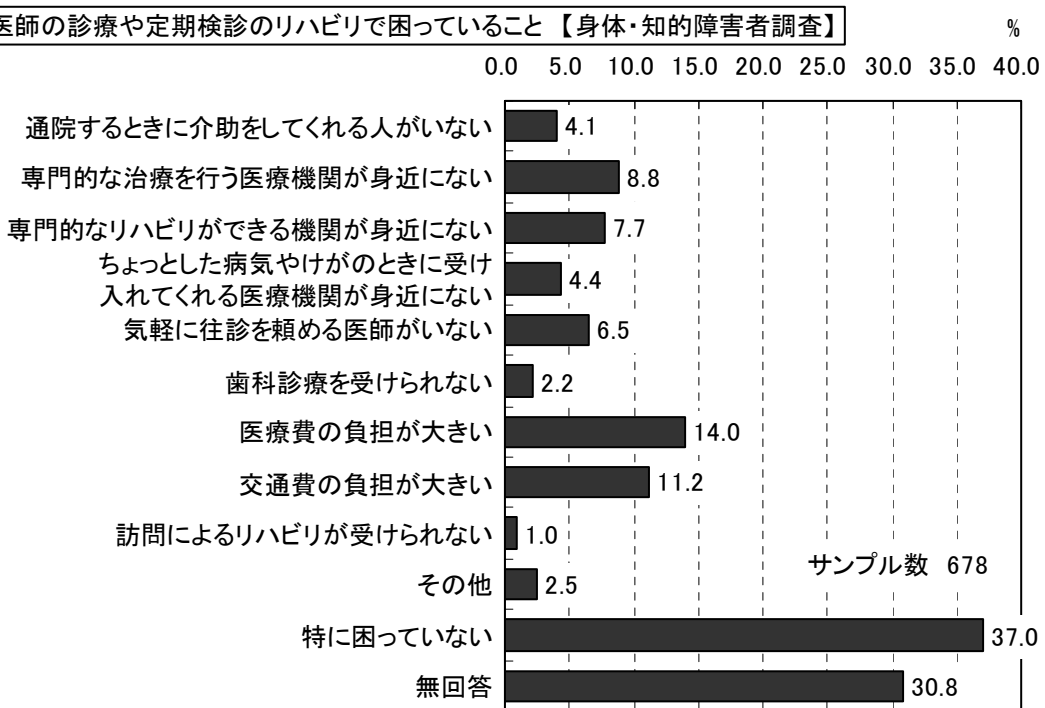
定期検診の受診状況【身体・知的障害者調査】



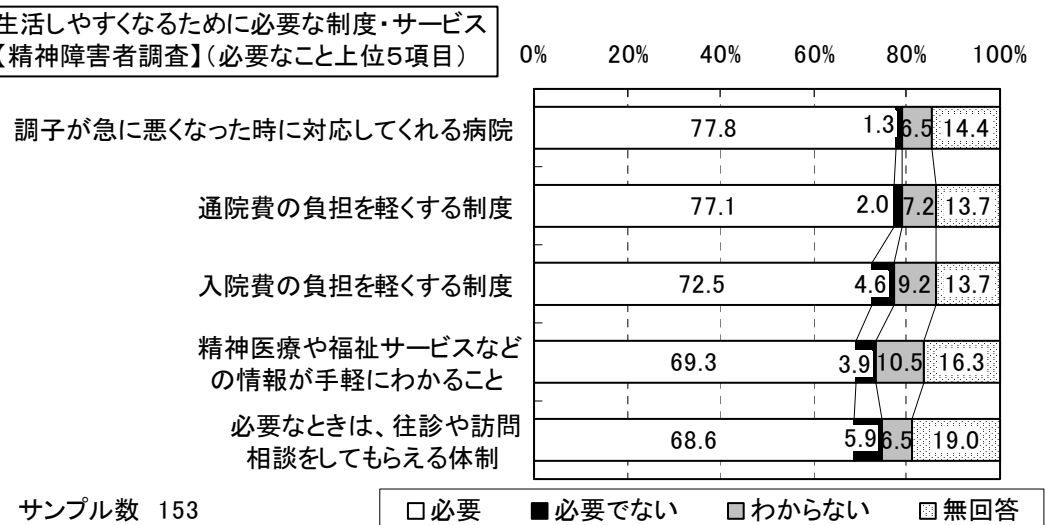
【身体障害者に対して】機能訓練の実施状況【身体・知的障害者調査】



【身体・知的障害者調査】医師の診療や定期検診のリハビリで困っていること



【精神障害者調査】(必要なこと上位5項目)



## 施策の方向

### 疾病の早期発見・早期治療体制の充実

健康増進計画に基づき、市民一人ひとりの心と体の健康づくりを推進します。疾病や障害の発生を予防し、早期に発見するため、健康診査の受診勧奨を推進するとともに、その後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげていきます。

### 保健サービスの充実

障害のある人の健康の保持増進を図るため、健康診査やがん検診等において障害のある人が受診しやすい体制づくりに努めます。保健・福祉の連携を強化し、地域の保健・福祉事業の充実に努めます。

### 医療・リハビリテーションの充実

浜田市医師会・那賀郡医師会・浜田歯科医師会・浜田医療センター等と連携を図り、障害のある人が適切な医療・医学的リハビリテーションが受けられるように体制の充実に努めます。

### 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の整備に努めます。

### 精神保健福祉施策の推進

精神に障害ある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。また、自殺を防止するため、広報活動による意識啓発や職域・学校・地域における相談体制の整備に努めます。

### 医療費の給付・助成制度の実施

自立支援医療や福祉医療の適正な運用を図り、障害のある人が安心して適切な医療を受けられるように努めます。

### (3) 福祉サービス

#### 現状と課題

障害のある人やその家族の生活を支援していくうえで、各種在宅サービスや日中の活動を支援するサービス、安心して暮らせる生活の場の確保は大変重要なものです。

本市では、各種在宅サービスを提供するとともに、広域的な連携のもとに施設サービスの確保に努めてきました。

身体・知的障害者調査では、サービスの利用に関して、「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」と回答した人が22%いる状況です。サービスを必要としている人が、その人に合ったサービスを利用できるように、サービスの利用支援が必要となっています。

各サービスの現在の利用と今後の利用希望に対する回答は、身体・知的障害者調査、精神障害者調査ともに、回答は低い状況にあります。どのサービスも利用希望があったことから、今後も需要が見込まれています。

介助者の状況については、「医療費や交通費などの経済的負担」「将来の見通しがたてられない」「心身ともに疲れる」と感じている人が多い状況にあります。介助者の負担を軽減するためにも、経済的な負担の軽減を含め、在宅サービスの充実が求められています。

また、生活の場について、身体・知的障害者調査では現在の生活の場として「自分の家」が7割を占め、今後暮らしたい生活の場は「今のままでよい」が最も高くなっています。現在の生活の場ごとに今後の希望をみると、ほとんどが「今のままでよい」と回答していましたが、「障害者施設に入所」では「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。安心して暮らせる施設の確保が必要である一方で、施設入所から地域生活への移行を推進するため、地域での生活や活動をする場の確保も必要となっています。

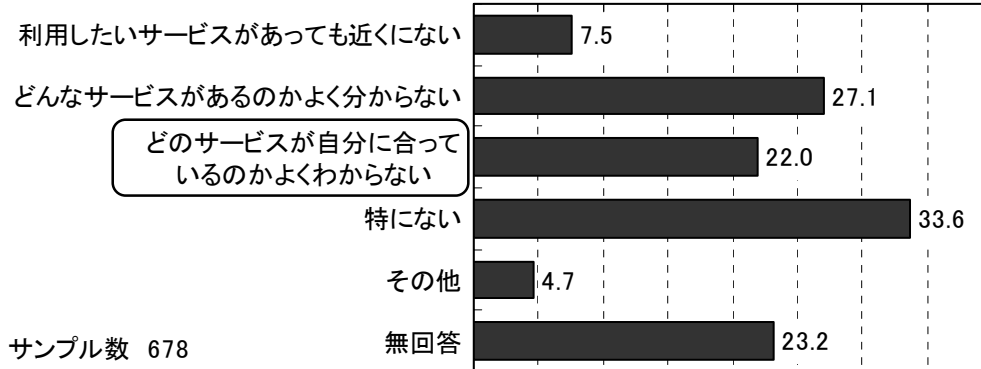
精神障害者調査では、「自宅で生活している」が8割を占め、今後暮らしたい生活の場は「今のままでよい」が最も高くなっています。

障害者自立支援法により、サービス体系や負担のあり方が変更されましたが、障害のある人の生活を支援していくため、障害の種類や程度に応じて適切なサービスを受けられるように体制づくりを進めていくことが必要となっています。

サービス利用に関する不満や困ったこと【身体・知的障害者調査】

%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0 40.0

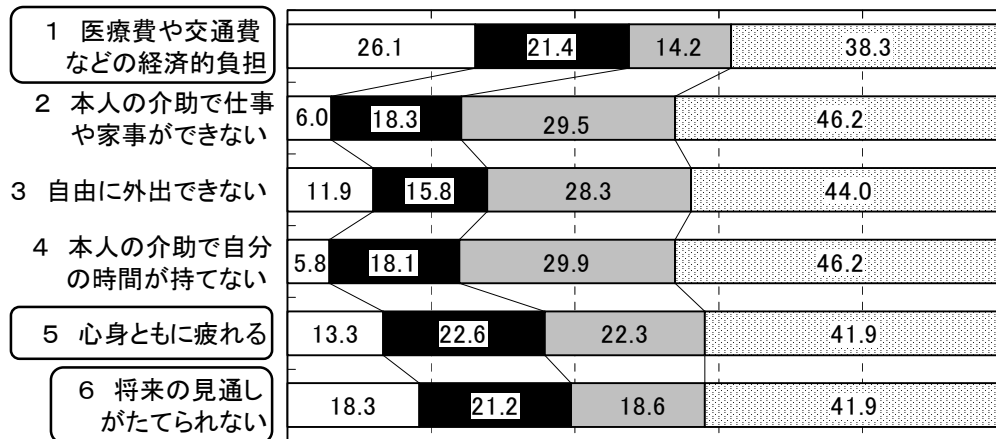


サンプル数 678

介助者の状況(最近1年間)  
【身体・知的障害者調査】

□ 多いにある ■ 多少ある □ ない □ 無回答

0% 20% 40% 60% 80% 100%

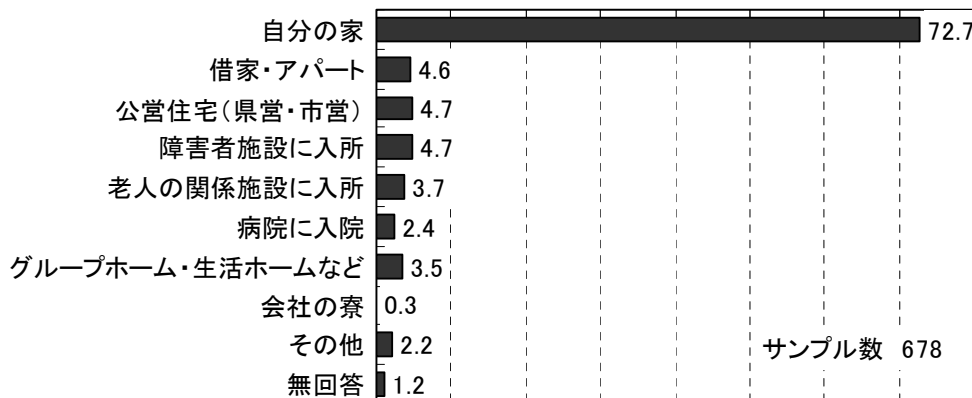


サンプル数 678

現在の生活の場【身体・知的障害者調査】

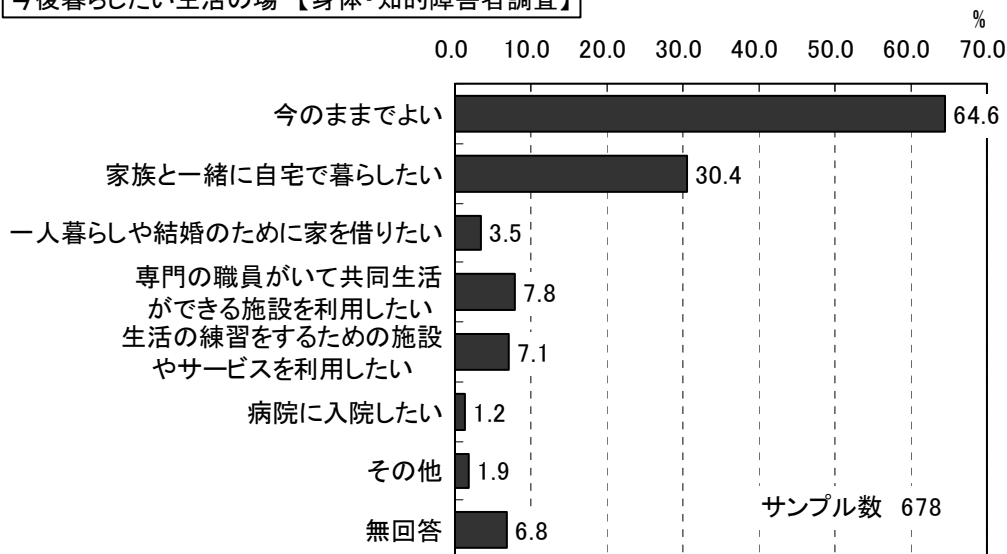
%

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0



サンプル数 678

今後暮らしたい生活の場【身体・知的障害者調査】



■現在の生活の場別クロス(上位5項目)【身体・知的障害者調査】

単位: %

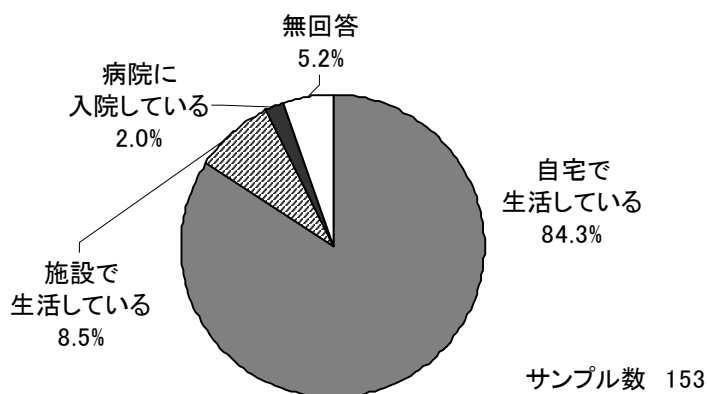
区分	1位	2位	3位	4位	5位
自分の家 (サンプル数 493)	今のままでよい 69.6	家族と一緒に自宅で暮らしたい 30.8	専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい 6.9	生活の練習をするための施設やサービスを利用したい 6.7	無回答 5.3
借家・アパート (サンプル数 31)	今のままでよい 51.6	家族と一緒に自宅で暮らしたい 29.0	生活の練習をするための施設やサービスを利用したい 9.7	無回答 9.7	一人暮らしや結婚のために家を借りたい 6.5
公営住宅 (県営・市営) (サンプル数 32)	今のままでよい 78.1	家族と一緒に自宅で暮らしたい 12.5	生活の練習をするための施設やサービスを利用したい 12.5	専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい 6.3	無回答 6.3
障害者施設 に入所 (サンプル数 32)	家族と一緒に自宅で暮らしたい 43.8	今のままでよい 34.4	専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい 25.0	生活の練習をするための施設やサービスを利用したい 21.9	一人暮らしや結婚のために家を借りたい 15.6
老人の関係 施設に入所 (サンプル数 25)	今のままでよい 40.0	無回答 36.0	家族と一緒に自宅で暮らしたい 28.0	一人暮らしや結婚のために家を借りたい 0.0	専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい 0.0

■現在の生活の場別クロス(上位5項目)【身体・知的障害者調査】

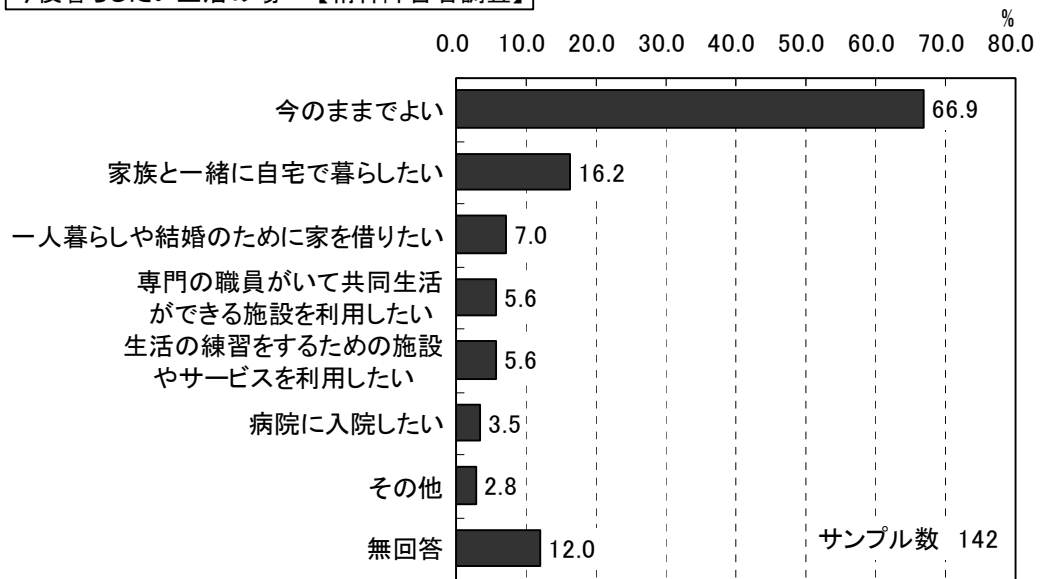
単位:%

区分	1位	2位	3位	4位	5位
病院に入院 (サンプル数 16)	今のままでよい	家族と一緒に 自宅で暮ら したい	その他	専門の職員が いて共同生 活ができる 施設を利 用したい	生活の練習を するための 施設やサー ビスを利 用したい
	43.8	37.5	18.8	12.5	6.3
グループ ホーム・生活 ホームなど (サンプル数 24)	今のままでよい	家族と一緒に 自宅で暮ら したい	一人暮らし や結婚のた めに家を 借りたい	専門の職員が いて共同生 活ができる 施設を利 用したい	無回答
	45.8	29.2	25.0	8.3	4.2
会社の寮 (サンプル数 2)	今のままでよい	家族と一緒に 自宅で暮ら したい	一人暮らし や結婚のた めに家を 借りたい	無回答	専門の職員が いて共同生 活ができる 施設を利 用したい
	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0
その他 (サンプル数 15)	今のままでよい	家族と一緒に 自宅で暮ら したい	専門の職員が いて共同生 活ができる 施設を利 用したい	一人暮らし や結婚のた めに家を 借りたい	その他
	60.0	40.0	20.0	6.7	6.7

現在の生活の場【精神障害者調査】



今後暮らしたい生活の場 【精神障害者調査】



## 施策の方向

### サービス支給決定の透明化

障害程度区分の認定にあたっては、医師を含め、各障害に関する専門的な知見を有する複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障害程度区分の認定を行います。

### ケアマネジメントの充実

サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、ケアマネジメントの質の向上と人的確保に努めます。

### 訪問系サービスの充実

居宅での食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う、居宅介護や重度訪問介護により、重度の障害者を含めた障害のある人の居宅での生活を支援します。

サービスの実施にあたっては、事業者へ情報提供等により、参入促進を図るとともに、ホームヘルパーに対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。

### 日中活動サービスの充実

障害のある人が日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練・療養介護・児童デイサービスの充実を図ります。

また、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域生活支援事業の地域活動支援センターの充実を図ります。

サービスの実施にあたっては、旧体系の施設からの円滑な移行を促進するとともに、利用者のニーズに対応できるように事業所の確保等に努めます。

### 一時的支援の充実

居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に介護サービスを提供し、障害のある人を介護する家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援事業の充実を図ります。サービスの実施にあたっては、事業者への情報提供等により、参入促進を図ります。

### 日常生活用具等の支援の充実

障害のある人の日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具給付等事業・補装具費の支給を充実します。

### 各種福祉手当の支給

特別障害者手当や障害児手当等、各種福祉手当の支給を実施します。障害者手帳の所持者が年々増加する中、受給資格者に対して不利益が生じないよう、手続きに関して適切な情報提供を行います。

### 各種助成制度等の実施

障害のある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、経済的負担の軽減を図ります。

### 施設から地域生活への移行の推進

事業者への参入促進等を行い、訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実や必要なグループホームの整備の支援に努めます。また、地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関する情報提供を積極的に行うなど、日常生活に必要な適切な支援を行います。

### 入所施設の確保

地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、既存施設を中心として必要な施設の確保に努めます。

## 2 障害のある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

### (1) 療育支援

#### 現状と課題

障害のある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育への取り組みが大変重要となります。

本市では、母子保健として妊産婦・新生児訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談等を実施しています。また、発達に心配のある子どもとその家族に対する支援を行うとともに、関係機関との調整を行っています。

今後も、健康診査や各種相談等を通じて障害を早期に発見するとともに、早期療育へとつなげていくことが重要です。また、障害のある子どもへの継続的な支援ができるように、関係機関が相互に連携を図っていくことが必要となっています。

#### 施策の方向

##### 早期発見と相談の充実

障害の原因となる疾病等を予防するとともに、発達障害を含めた障害のある子どもを早期に発見するため、乳幼児健康診査や乳幼児健康相談、訪問指導等の充実を図ります。

##### 保護者に対する支援の充実

障害のある子どもを持つ保護者に対して、育児の不安を軽減するとともに、障害への理解を促進するため、相談支援の充実を図ります。

##### 療育支援体制の充実

相談に対応する職員の知識の向上を図るなど、障害のある子どもやその保護者に対して専門的な相談に対応できる体制づくりに努めます。また、健康診査や相談、訪問指導等から速やかに療育につなげることができるよう、関係機関との連携による早期療育支援体制の充実を図ります。

## (2) 保育・教育

### 現状と課題

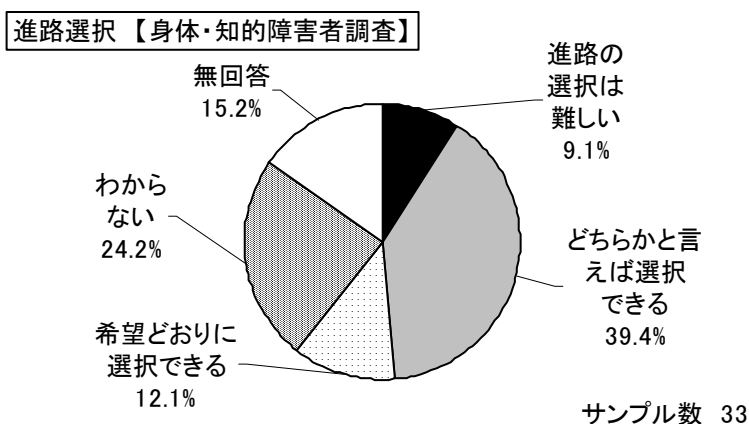
障害の多様化や内容の複雑化、発達障害等への支援など、障害のある子どもとその保護者の保育・教育に対するニーズは多様化しており、保育・教育内容や学校教育現場での指導体制の充実が求められています。

こうしたなか、教育においては、学校教育法の一部改正により、障害種別を越えた特別支援学校<sup>12</sup>への移行や、小・中学校における学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症もしくはアスペルガー症候群等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うこと、また乳幼児期から学校卒業後までを見通して関係機関が連携する一貫した支援体制の整備等が盛り込まれ、今後、特殊教育から特別支援教育への制度転換が進んでいきます。

本市では、医療・教育等の関係者による相談支援チームを設置し、保育・教育において配慮の必要な幼児や児童生徒及びその保護者並びに担任に対する相談支援を行っています。

身体・知的障害者調査では、「今の保育所や学校に満足している」に対する回答が最も高くなっています。また、保育所や学校へ入所・入学する時には、「どちらかと言えば選択できる」に対する回答が最も高い状況です。

今後も、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、保育士・教職員の障害に対する理解や指導力の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、保育・教育環境の充実を図ることが必要となっています。

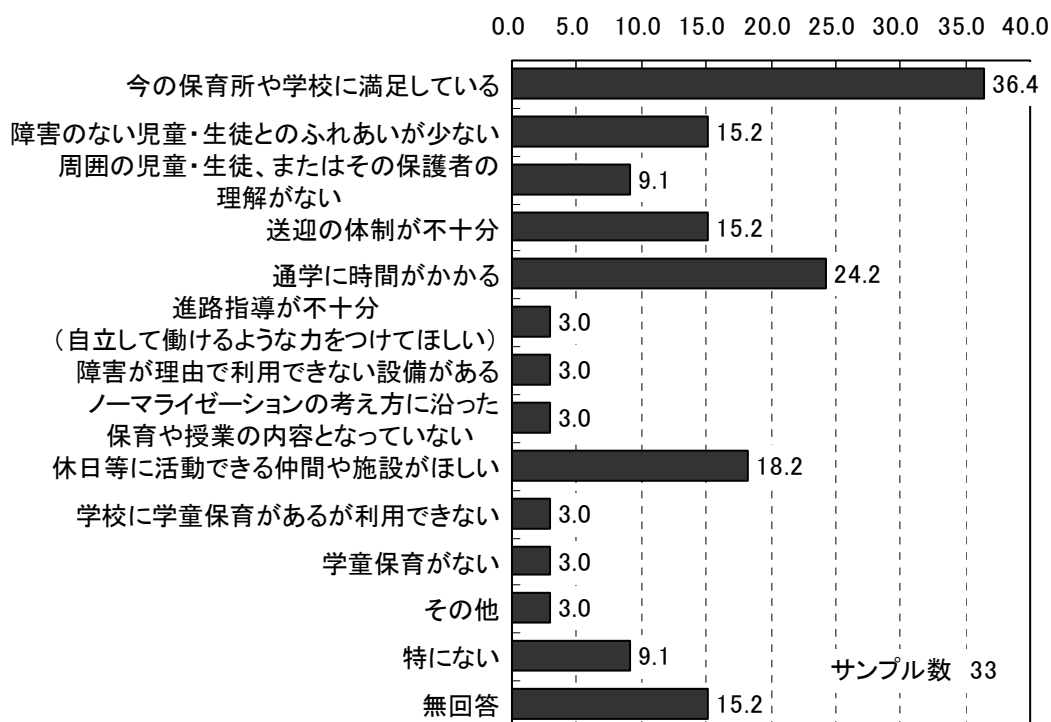


<sup>12</sup> 特別支援学校

従来の盲学校・聾(ろう)学校・養護学校を一本化し、障害種別を超えた学校として創設。平成19年4月施行。

通所・通学して感じる事【身体・知的障害者調査】

%



施策の方向

障害児保育の推進

市内の各保育所において、家庭や関係機関と連携しながら、一人ひとりの障害の種類や程度に応じた保育を推進します。

就学指導の充実

障害のある子ども一人ひとりが障害に応じた適切な教育を受けることができるように、保護者に対する就学に関する相談支援を充実します。また、就学前の療育から教育へと一貫した支援が行えるように、情報交換や協力体制づくりを推進し、保健・医療・療育・教育の各分野の連携を強化します。

教育相談の充実

子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるように、医療・教育等の関係者が連携し、相談の充実を図ります。

### 特別支援教育の推進

各小・中学校において、特別支援教育に関する校内委員会や校内における特別支援教育コーディネーター<sup>13</sup>を配置し、特別支援教育体制の整備を推進します。

### 教職員の資質の向上

教職員に対して、特別支援教育に関する各種研修への参加を促進し、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。また、医療・教育等関係者による教職員への相談支援を推進します。

### 放課後対策の推進

小学生を対象とした放課後児童クラブにおいて、障害のある児童の受け入れを推進します。

### 進路指導の充実

学校、行政、公共職業安定所、島根西部障害者就業・生活支援センター、企業の連携を強化し、障害のある子どもの状況に適した進路指導を推進します。

### 学校生活におけるバリアフリーの推進

障害のある子どもの学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障害のある子どもとない子どもが共に学び、ふれあう機会を設け、児童生徒同士の心理的バリアの解消を図ります。

---

<sup>13</sup> 特別支援教育コーディネーター

小・中学校における特別支援教育を推進する役割を持つ。文部科学省が示す主な役割としては、校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会の推進役といったものがあげられる。

### ( 3 ) 雇用・就労

#### 現状と課題

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労は重要な柱となります。

アンケート調査では、常勤あるいはパート・アルバイトの仕事をしている人が、身体・知的障害者調査では回答者に65歳以上の高齢者が多いことも影響し、2割弱となっています。精神障害者調査では現在働いている人は1割ですが、働くことを希望している人は4割弱に上っています。

身体・知的障害者調査では、希望する仕事に就くうえで解決が必要なこととして、「障害のある方の就労を支援する相談窓口」「事業主の理解」「他の従業員や顧客などの理解」「障害のためにできないという自分自身の考えの転換」の回答が多い状況です。精神障害者調査では、仕事をしていない理由として、「体力がついていかない」「病気の症状が辛いから」「働ける自信がないため」の回答が多くなっています。

平成18年4月に改正障害者雇用促進法が施行され、主に精神障害者に対する雇用対策の強化や在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携について改正されました。

障害のある人の働く意欲が高まる一方で、就労をめぐる環境は厳しいという現状に対して、障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるように、今後も企業に対して雇用への理解を働きかけるなど、雇用機会のさらなる拡大を図ることが求められています。

また、障害のある人自身が「働ける自信がない」という気持ちを転換し、自分の能力に自信を持って、持てる能力を最大限に活かしていけるように、障害のある人の職業能力向上への支援や、関係機関と連携した就労に向けた支援を行っていくことが必要となっています。

《 浜田公共職業安定所管内(浜田市・江津市)の雇用状況 (平成 18 年6月1日現在) 》

■障害者雇用率制度の適用を受ける企業<sup>14</sup>の状況

単位:社、人、%

企業数	常用労働者数	障害者数			実雇用率		雇用率達成企業		雇用不足数	雇用率未達成企業のうち1人不足の企業数
		うち身体障害者	うちうち		うち身体障害者	企業数	達成割合			
			障害者	うち重度						
40	5,246	87	58	11	1.66	1.11	17	42.5	28	20
(39)	(5,066)	(93)	(65)	(14)	(1.84)	(1.28)	(22)	(56.4)	(20)	(15)

※①( )内は平成 17 年6月1日現在の数値。

②身体障害者のうち重度障害者には、短時間重度身体障害者は含まない。

■障害者雇用率制度の適用を受けない企業<sup>15</sup>の状況

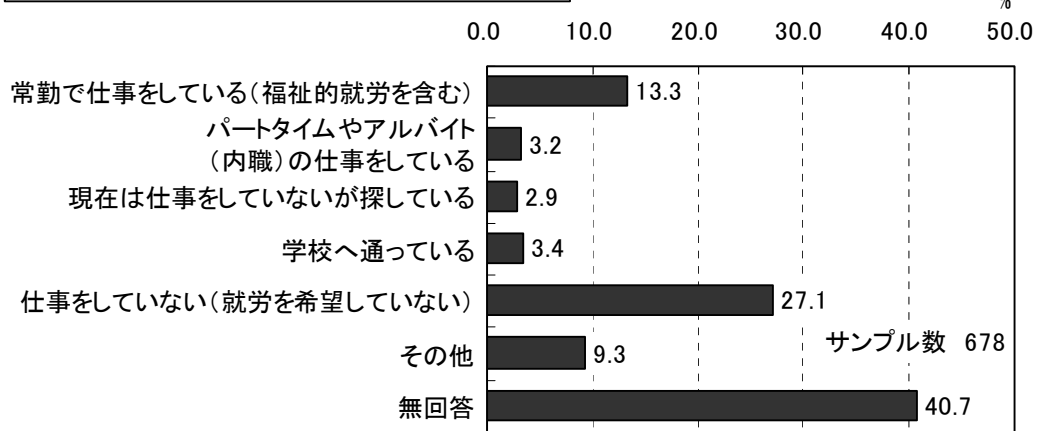
単位:社、人、%

企業数	常用労働者数	障害者数			実雇用率	
		うち身体障害者	うちうち		者	うち身体障害者
			(常用)障害者	うち重度		
44	1,792	59.5	30	14	3.32	1.67

<sup>14</sup> 障害者雇用率制度の適用を受ける企業は、常用労働者数が 56 人以上規模の企業。

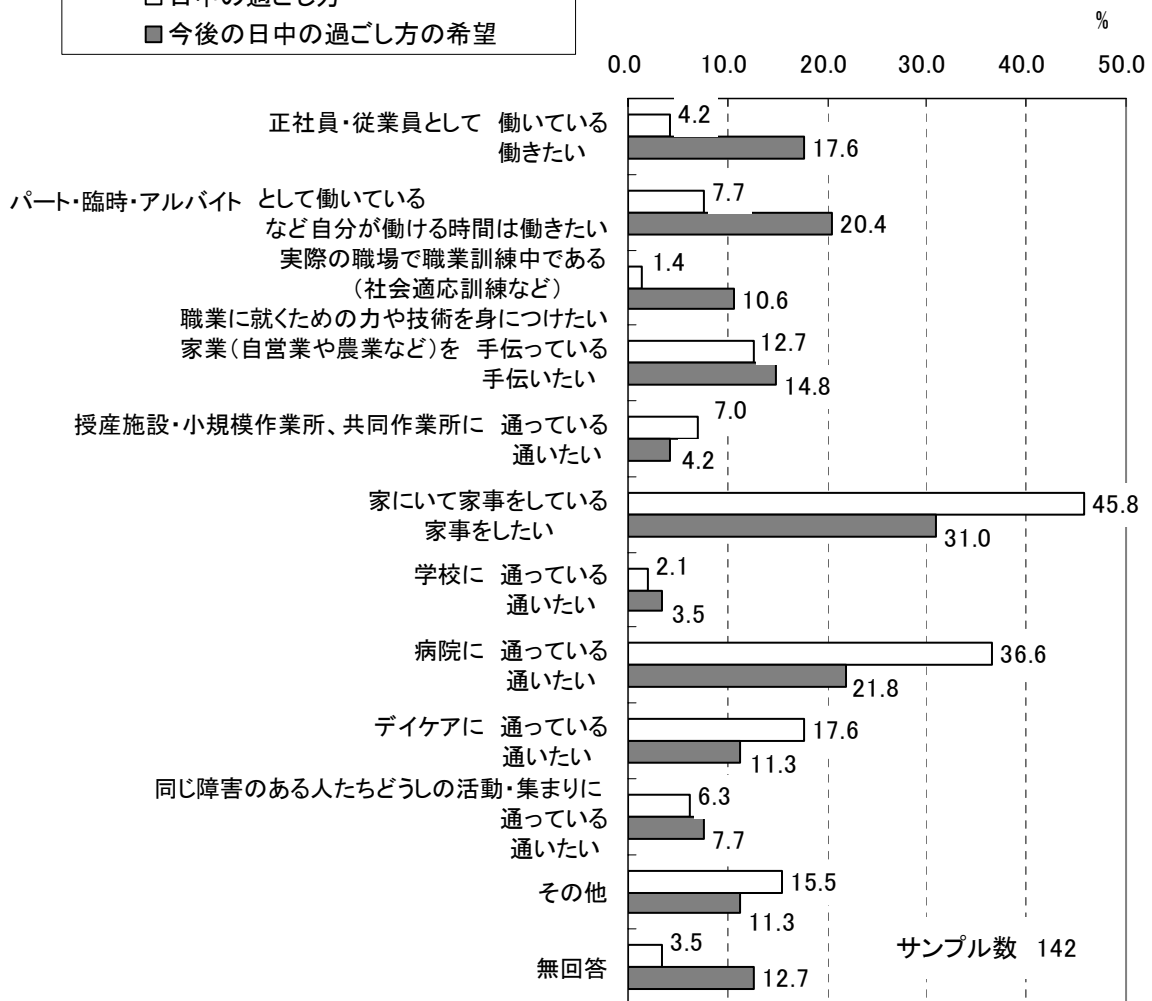
<sup>15</sup> 障害者雇用率制度の適用を受けない企業は、常用労働者数が 30 人以上 56 人未満規模の企業。

現在の就労状況や形態【身体・知的障害者調査】



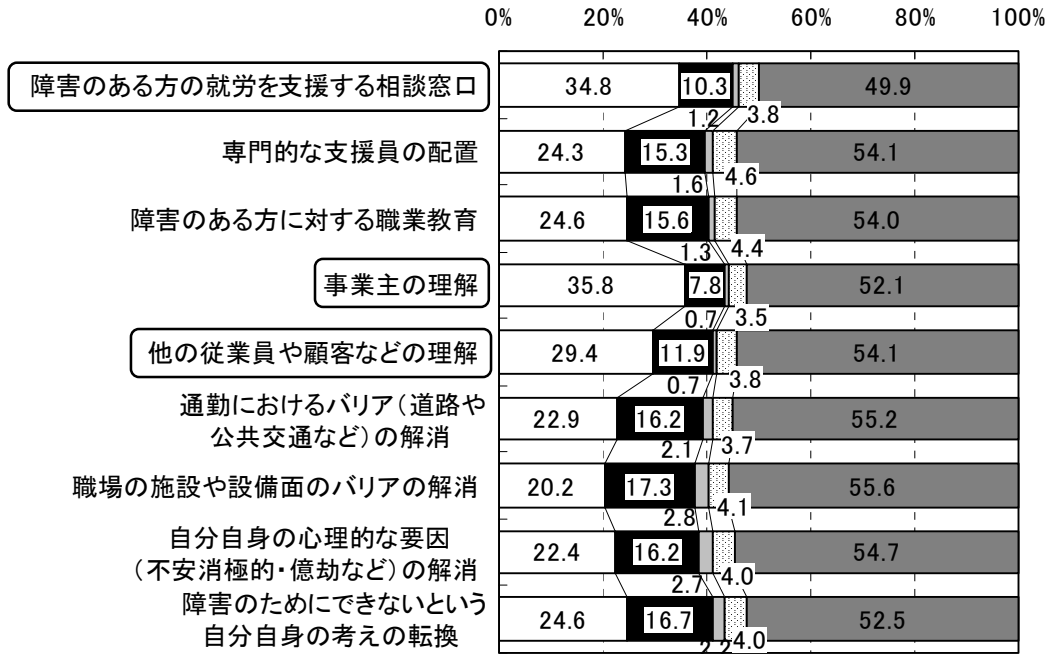
日中の過ごし方(現在と今後の希望)【精神障害者調査】

□ 日中の過ごし方  
■ 今後の日中の過ごし方の希望



希望する職業に就くうえで解決が必要なこと【身体・知的障害者調査】

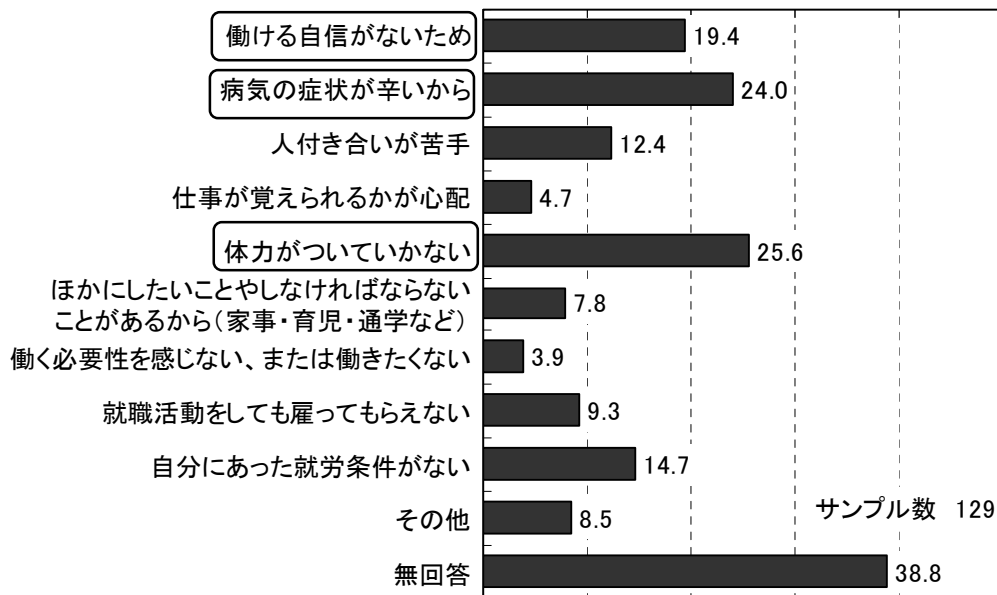
□とても必要 ■どちらかといえば必要 □どちらかといえば不必要 □不必要 ■無回答



サンプル数 678

仕事をしていない理由【精神障害者調査】

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 %



サンプル数 129

## 施策の方向

### 「障害者雇用支援月間」の啓発

毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障害のある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。

### 各種支援制度の普及・啓発

公共職業安定所との連携のもと、企業に対して障害者の雇用の促進や各種支援制度の周知と活用の促進を図ります。

### 相談・助言体制の充実

公共職業安定所や島根西部障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障害のある人の就職前から就職後の支援まで、一貫した適切な相談・助言を行います。また、企業に対して、障害のある人の雇用に関する相談支援を行います。

### 障害福祉サービスにおける支援の推進

日常生活を送るために必要な能力や身体の機能向上を図るため、「生活訓練」や「機能訓練」を推進します。

また、一般企業への就職を希望する人に対しては、一定期間一般企業への雇用移行支援を行う「就労移行支援」を、一般企業への就労が困難な人に対しては働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」を推進します。

### 雇用の機会の提供

公共職業安定所や島根西部障害者就業・生活支援センター、事業所など関係機関との連携を図り、職場適応訓練や委託訓練制度、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）<sup>16</sup>の周知を図り、雇用の促進に努めます。

<sup>16</sup> 試行雇用事業（トライアル雇用事業）

公共職業安定所の紹介により、試行的に短期間（原則3か月）雇用する場合に事業主に奨励金が支給される制度。対象は、中高年齢者や障害のある人等の就職希望者。この制度により、就職希望者の適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとする。

### 職場への定着支援

島根西部障害者就業・生活支援センターと連携して、職場適応援助者（ジョブコーチ<sup>17</sup>）の利用を積極的に推進し、障害者の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。

### 関係機関の連携の強化

島根西部障害者就業・生活支援センターを中心とした、サービス事業者・公共職業安定所・事業所、その他市内の福祉・労働・教育等の関係機関による就労支援ネットワーク<sup>18</sup>を活かし、関係機関の連携を強化していきます。

---

<sup>17</sup> ジョブコーチ

職場適応援助者。障害者が職場に適応できるように、新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行う。障害者に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても職場適応に必要な助言を行う。

<sup>18</sup> ネットワーク

本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味する。ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いている。

## (4) 社会参加

### 現状と課題

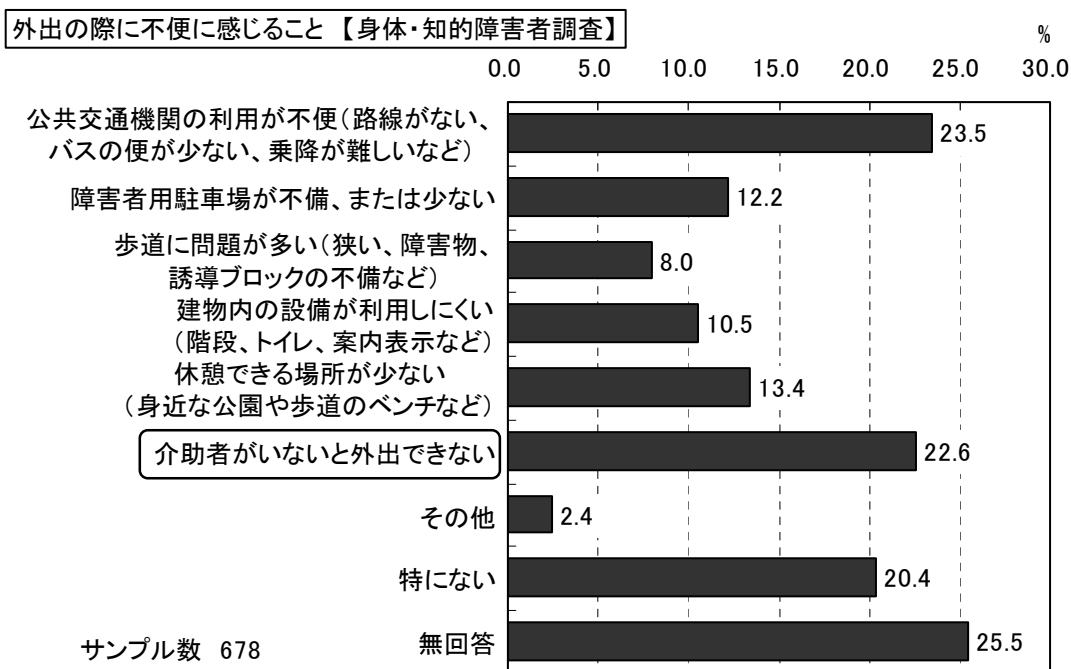
障害のある人が社会参加をしていくうえで、外出における支援は欠かせないものです。本市では、居宅介護においてガイドヘルパーを派遣するとともに、タクシー等利用料金の助成を行っています。

身体・知的障害者調査では、外出の際に不便を感じることを、「介助者がいないと外出できない」と回答した人が2割という結果となっています。また、精神障害者調査では、生活しやすくなるために必要なこととして、「通院や買い物などに付き添ってくれるサービス」に4割、「手ごろな金額で利用できる交通・移動手段」に6割の人が回答しています。今後とも、障害のある人の社会参加を促進するうえで、外出における支援の充実が求められています。

また、スポーツや文化活動に参加することは、障害のある人の生きがいや豊かな生活を送ることにつながることで、本市では、障害のある人を対象としたスポーツ教室を開催しています。

身体・知的障害者調査では、余暇時間の過ごし方として、「テレビ・ラジオ」や「本・雑誌・新聞を読む」の回答が大半を占め、室内で過ごす人が多いことがわかりました。

障害のある人の健康づくりや社会参加を促進するためにも、スポーツ・レクリエーション、文化活動に参加しやすい環境づくりが必要となっています。

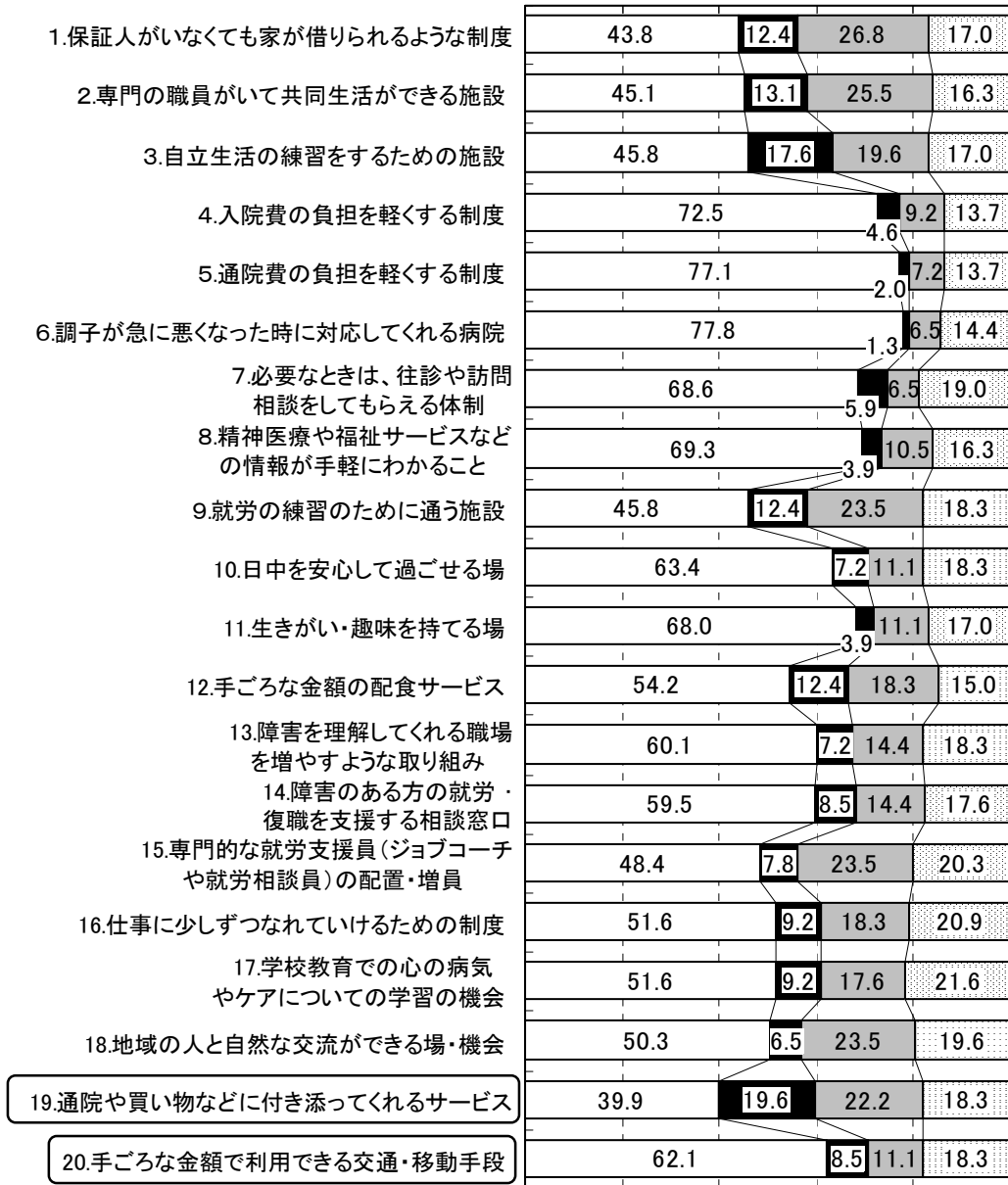


生活しやすくなるために必要な制度・サービス【精神障害者調査】

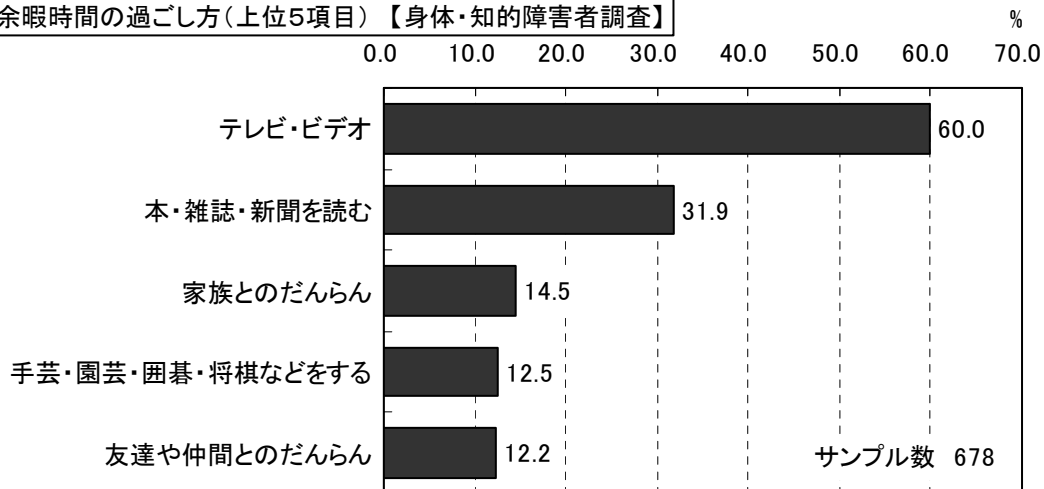
サンプル数 153

□必要 ■必要でない □わからない □無回答

0% 20% 40% 60% 80% 100%



余暇時間の過ごし方(上位5項目)【身体・知的障害者調査】



### 施策の方向

#### 外出支援の充実

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、行動援護や移動支援事業により、外出時の移動を支援します。また、タクシー等利用料金の助成や有料道路の通行料金割引など、移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。

#### スポーツ教室の開催

今後も障害のある人を対象したスポーツ教室の開催を支援するとともに、参加者の拡大を図ります。

#### 文化・芸術活動の推進

障害のある人や団体による作品展の開催など、文化・芸術活動への取り組みを支援します。市内で開催される講演会や芸術鑑賞などに障害のある人も参加しやすいように、手話通訳等を派遣するなど、参加しやすい環境づくりに努めます。

#### 在宅における社会参加支援の推進

重度の障害のある人等が在宅でも社会と関わっていけるように、ケーブルテレビやインターネット等を活用した社会参加のための支援に努めます。

#### 団体への活動支援

障害者団体が取り組む活動の情報発信を行い、活動への理解や行事への参加を促進します。団体の主体性を尊重しながら、団体の活動費への補助を行うなど、活動を支援します。

### 3 共に生きるバリアフリー社会の実現

#### (1) 啓発・広報

##### 現状と課題

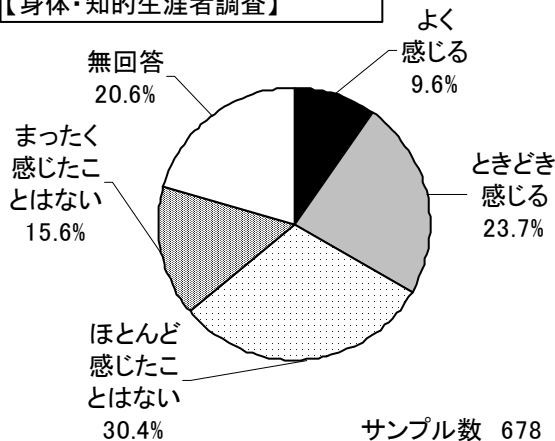
障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちを実現するためには、障害のある人に対する市民一人ひとりの理解を深め、心のバリアを取り除くことが重要となります。

しかし、アンケート調査では、身体・知的障害者調査、精神障害者調査のいずれも、3割の人が日常生活の中で差別や偏見、疎外感を感じている状況にあります。身体・知的障害者調査では、差別や偏見、疎外感を感じる時として、「人間関係」「街角での人の視線」「地区の行事・集まり」が上位となっていることから、市民の障害のある人や障害に対する知識や理解がまだ十分ではないことがうかがえます。

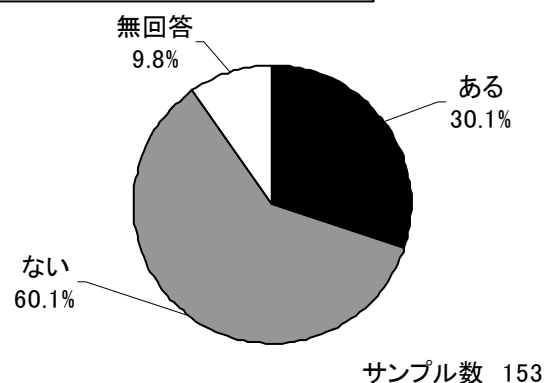
また、障害のある人にとって住みよいまちになるためには、身体・知的障害者調査では、「障害の有無にかかわらず、市民同士がふれあう機会や場の充実」や「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が必要と考えている人が1割から2割弱、精神障害者調査では「学校教育での心の病気やケアについての学習の機会」や「地域の人と自然な交流ができる場・機会」が必要と考えている人が5割いる状況です。

そのため、今後も学校において福祉教育を積極的に推進していくとともに、広報紙やホームページ等の活用や、各種行事の機会に幅広い市民の参加を得ながら、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させていく啓発活動を推進していく必要があります。

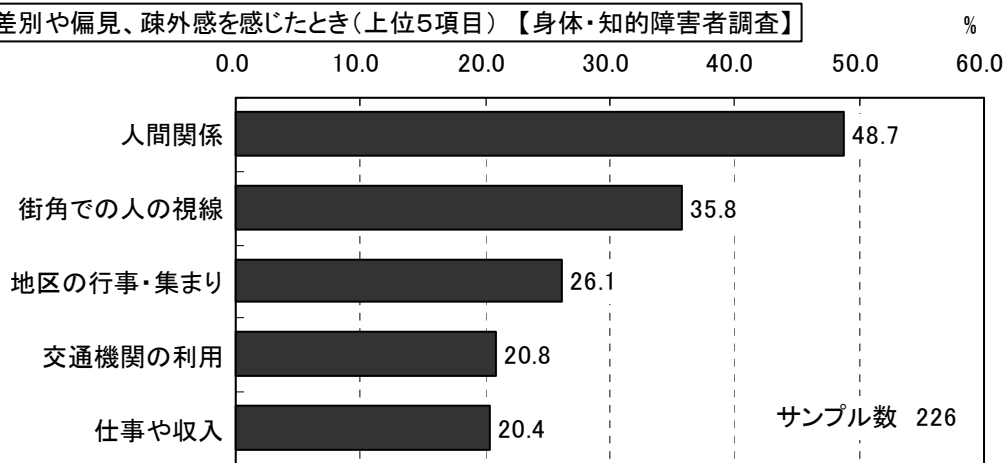
差別や偏見、疎外感を感じた経験  
【身体・知的生涯者調査】



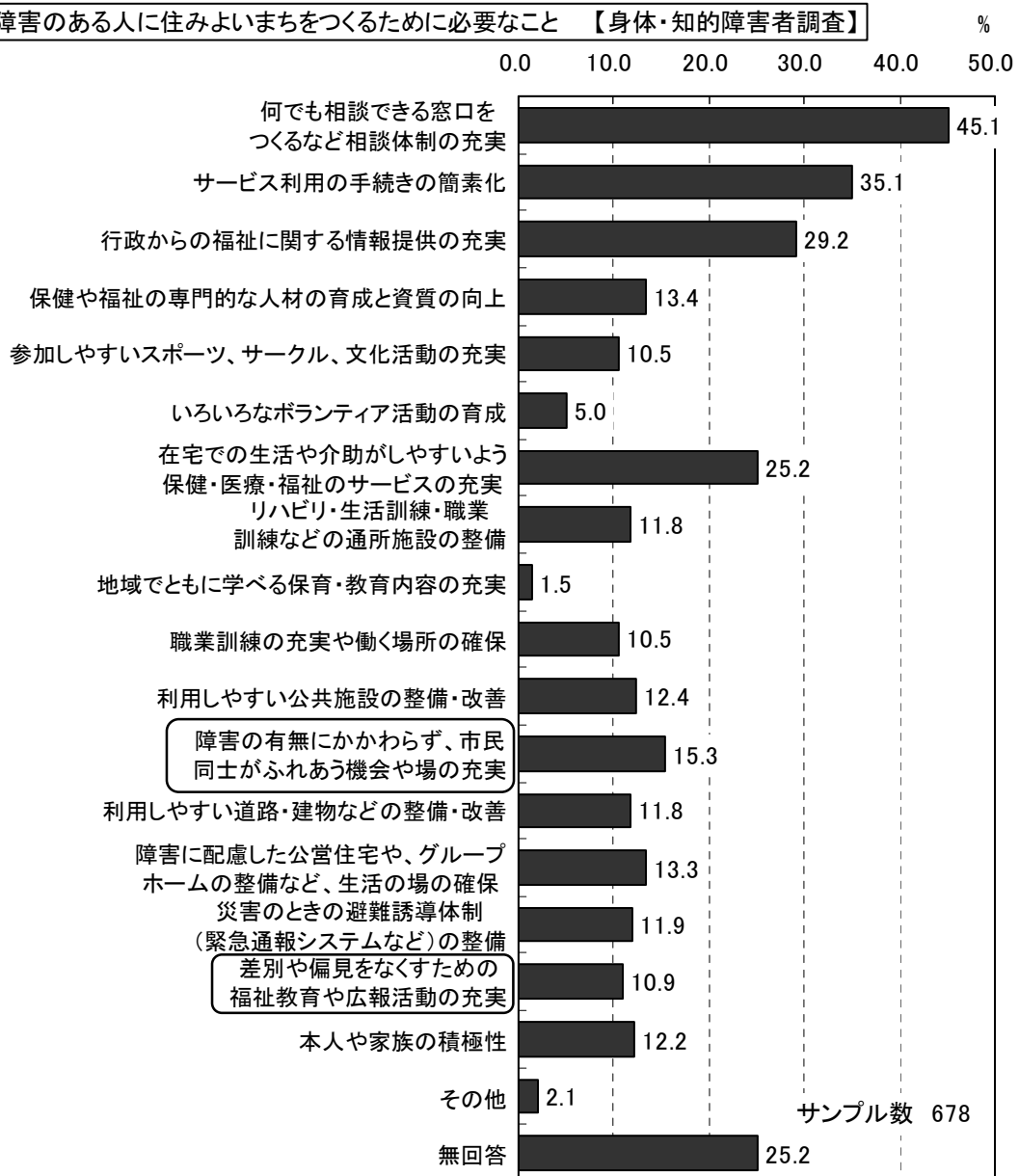
差別や偏見、疎外感を感じた経験  
【精神障害者調査】



差別や偏見、疎外感を感じたとき(上位5項目)【身体・知的障害者調査】



障害のある人に住みよいまちをつくるために必要なこと【身体・知的障害者調査】

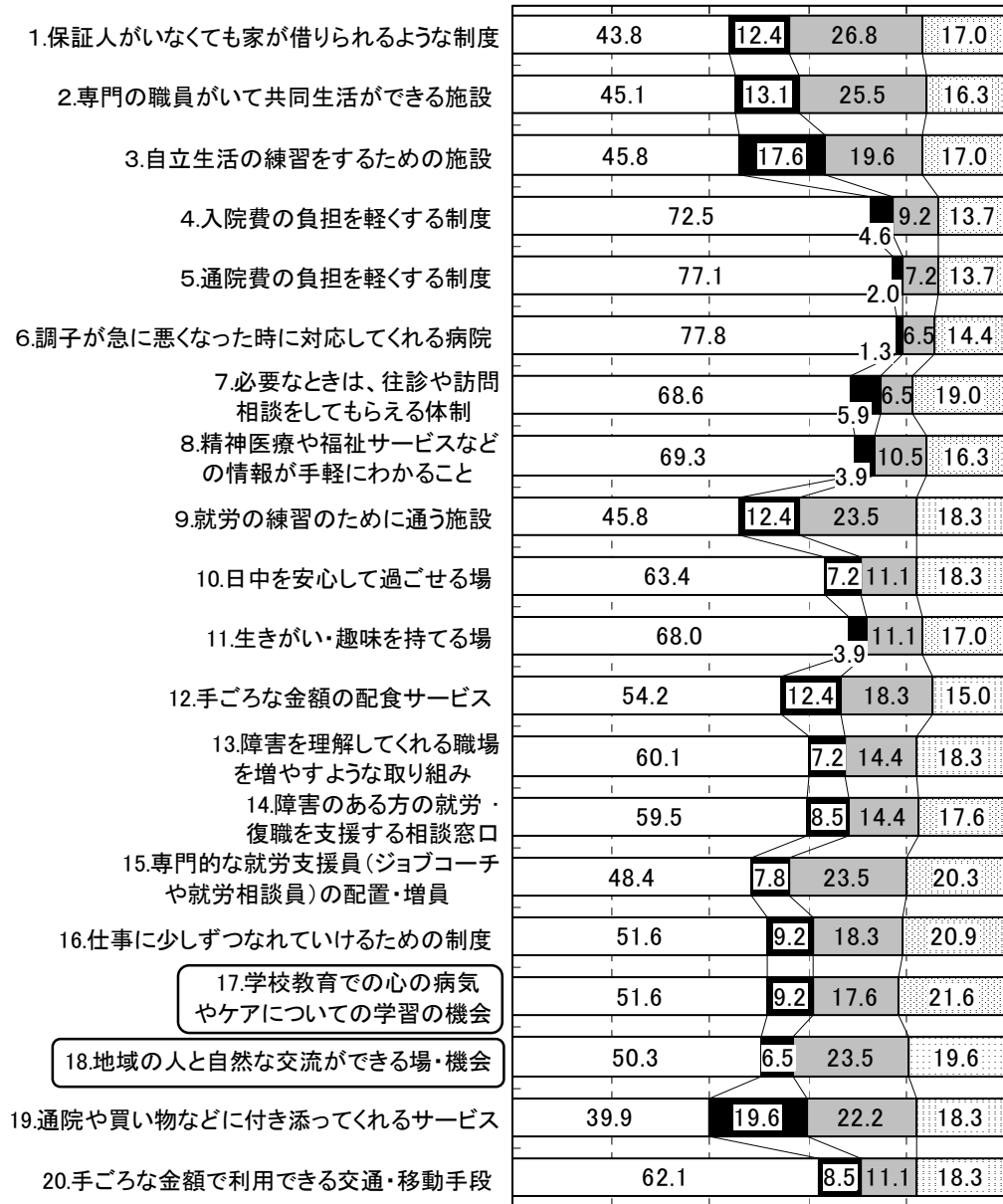


生活しやすくなるために必要な制度・サービス【精神障害者調査】

サンプル数 153

□必要 ■必要でない □わからない □無回答

0% 20% 40% 60% 80% 100%



## 施策の方向

### 人権尊重意識の啓発

市民の障害に関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図るため、市広報紙やホームページ等を積極的に活用します。また、障害のある人もない人も共に参加し、交流を深めることのできる行事の開催を支援します。

#### 「障害者週間」等を中心とした啓発・広報

「障害者週間」(12月3日～12月9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)の周知を図るとともに、機会を生かして、障害への理解を深める行事の開催を支援します。

### さまざまな障害に対する理解の促進

学習障害や注意欠陥多動性障害、自閉症等の発達障害等、市民の理解の進んでいない障害に対する理解の促進に努めます。

### 学校における福祉教育の推進

子どもころから、福祉に対する理解を深めるため、小学校・中学校において、各種福祉体験活動を積極的に推進します。

### 交流教育の推進

障害のある子どもとない子どもの交流を積極的に進めていくとともに、特別支援学校や市内の障害者施設等と市内の小・中学校との交流を推進します。

### 福祉教育の機会の充実

公民館等で開催している生涯学習において、障害に関する理解を深めるための講座や教室の開催に努めます。

## ( 2 ) 地域福祉

### 現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域において障害に対する理解と支え合いが欠かせません。本市では、民生児童委員、生活協力員が地域において障害のある人の見守り活動を行っています。

また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしながら、積極的に社会参加していくためには、個人や団体による福祉ボランティア<sup>19</sup>が大きな力となります。そのため、ボランティア活動等に関心のある人を中心に、より多くの人にボランティア活動への参加を呼びかけていくことが必要となっています。

一方、近年、災害時における高齢者や障害のある人等への支援について関心が高まっていますが、災害時に無事に避難するためには、日ごろから地域において「顔の見える関係」ができていくことも重要となります。

近年、核家族化の進展や個人の生活スタイルの変化により、地域での連帯関係が薄れつつあることから、助け合い、支え合いの地域づくりを進めていくことが必要となっています。

### 施策の方向

#### 地域における見守りネットワークづくり

地域で生活している障害のある人が安心して暮らしていけるように、民生児童委員や生活協力員等と連携しながら、地域において障害のある人を見守り、虐待の早期発見や災害時の援助など、必要な支援を行うネットワークづくりに努めます。

#### ボランティア養成講座の開催

点訳・手話通訳・要約筆記等、障害者福祉に関するボランティアの養成講座を開催します。

#### ボランティア活動の活性化

ボランティアセンターと連携しながら、各ボランティア団体の交流や情報交換を促進するなど、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行います。

---

<sup>19</sup> ボランティア  
自発性に基づく活動、及びそれに携わる人のこと。

### (3) 情報・コミュニケーション

#### 現状と課題

本市では、身体・知的・精神障害者福祉施策に関するパンフレットを作成し、情報提供を行っています。また、手話通訳を本市の窓口に配置するとともに、必要に応じて派遣しています。

身体・知的障害者調査では、サービスに関する情報の入手先として、身体障害者は「市の広報紙」、知的障害者は「サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)の職員」が最も高くなっています。サービスの利用に関しては、「どんなサービスがあるのかよく分からない」と回答した人が3割弱という状況にあります。

また、障害のある人にとって住みよいまちになるために必要なこととして、身体・知的障害者調査では「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が第3位、精神障害者調査では「精神医療や福祉サービスなどの情報が手軽にわかること」が第4位となっています。

今後も広く情報が行きわたるように情報提供の充実を図るとともに、障害のある人が自分にとって必要なサービスを選択し、利用できるように支援していくことが必要となっています。

■サービスに関する情報の入手先《所持手帳別クロス(上位5項目)》【身体・知的障害者調査】

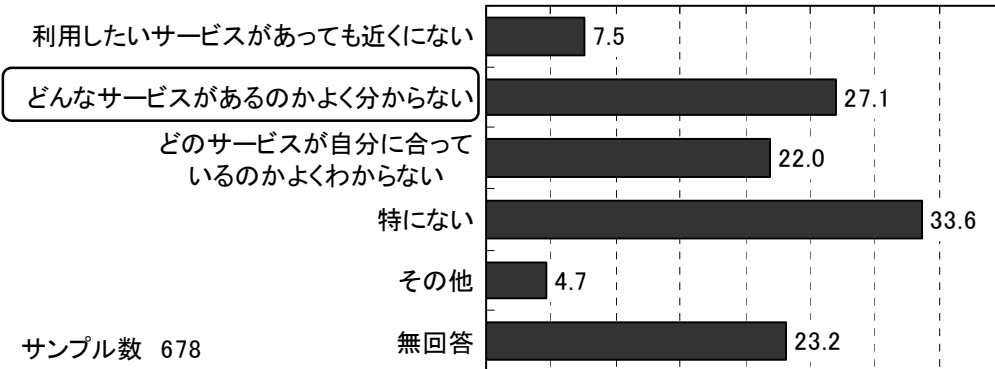
単位:%

区分	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者手帳 (サンプル数 543)	市の広報紙 39.0	市役所の福祉担当課 36.1	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 33.1	家族・親戚 22.1	サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)の職員 17.3
療育手帳 (サンプル数 145)	サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)の職員 36.6	市役所の福祉担当課 29.7	家族・親戚 25.5	市の広報紙 22.8	地域生活支援センター 21.4

サービス利用に関する不満や困ったこと【身体・知的障害者調査】

%

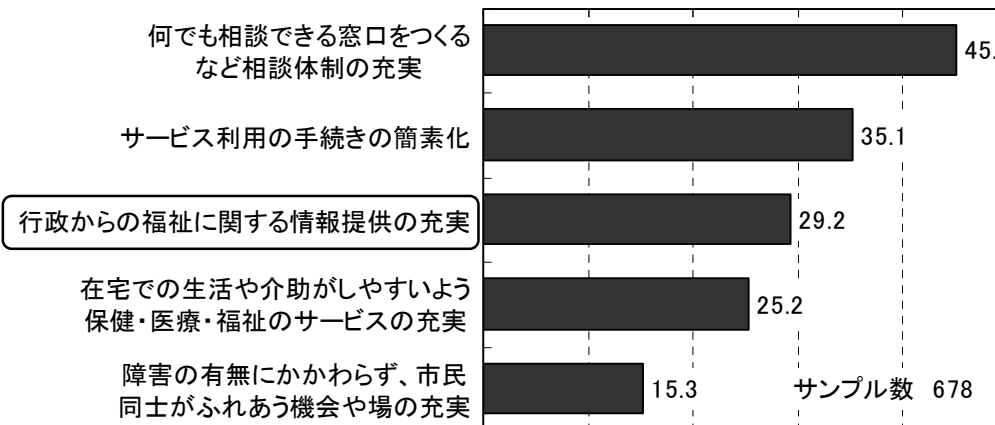
0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0 40.0



障害のある人に住みよいまちをつくるために必要なこと【身体・知的障害者調査】(上位5項目)

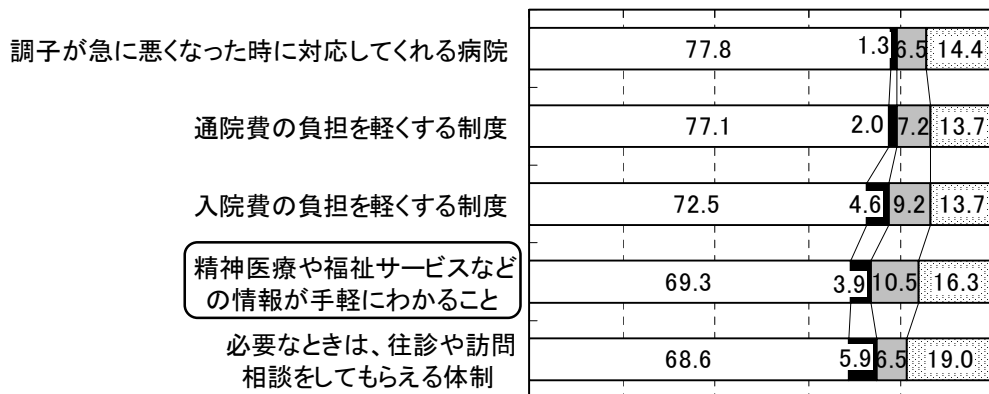
%

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0



生活しやすくなるために必要な制度・サービス【精神障害者調査】(必要なこと上位5項目)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



サンプル数 153

□ 必要 ■ 必要でない □ わからない □ 無回答

## 施策の方向

### 各種広報媒体の活用

市広報紙等、各種広報媒体を活用し、障害者施策に関する情報をわかりやすく伝えることができるように、内容の充実に努めます。情報を提供する際には、障害のある人の利用が多い広報媒体、場所を重点的に活用します。

### 障害の種類に配慮した情報伝達の推進

市の窓口到手話通訳を設置するとともに、手話通訳や要約筆記奉仕員を派遣したり、点字・録音等の支援を行うなど、それぞれの障害に応じた情報伝達の充実に努めます。

### インターネットを活用した情報取得支援の推進

市のホームページから障害者施策に関する情報を取得できるように、ホームページの充実に努めます。情報の掲載にあたっては、文字の大きさや配色に配慮するなど、だれも見やすく、使いやすいユニバーサルデザイン<sup>20</sup>のホームページづくりに努めます。

また、障害のある人のインターネットの利用を支援するため、障害者関係施設において実施しているIT<sup>21</sup>講習会の周知を図ります。

---

<sup>20</sup> ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

<sup>21</sup> IT

Information Technology。情報技術。

## (4) 生活環境

### 現状と課題

障害のある人が安全で安心して地域で暮らしていくためには、建築物や道路、公共交通機関、住まい、防犯・防災等の生活環境の整備も必要となります。

公共施設等については、平成18年12月に、ハートビル法<sup>22</sup>と交通バリアフリー法<sup>23</sup>が一体となった「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。これまで国においては、ハートビル法や交通バリアフリー法に基づき、また島根県では「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、国・県ともにすべての人が住みやすいまちづくりに向けて施策を展開してきました。

本市においても、各法律や島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、障害のある人が自由に行動し、安全で快適な生活環境の整備を図り、福祉のまちづくりを進めてきました。

今後も、障害のある人が公共的な施設や公共交通機関を安全、快適に利用でき、社会参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要となっています。

住まいに関しては、身体・知的障害者調査において、「住宅改造費の助成制度」に対する要望が高くなっています。障害のある人の地域での生活を支援していくうえで、住宅対策も重要となります。

防犯・防災に関しては、アンケート調査において、地震などの災害発生時に避難できないと回答した人が、身体・知的障害者調査では4割弱、精神障害者調査では2割弱となっています。その他、身体・知的障害者調査では、避難するうえで困ることとして、「避難場所まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)」や「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」「緊急時の介護者がいない」の回答が高い状況です。

緊急時に障害のある人や高齢者が安全、確実に避難できるように、避難場所や避難方法等の周知を徹底させるとともに、災害時における避難支援体制を確立していくことが必要となっています。

---

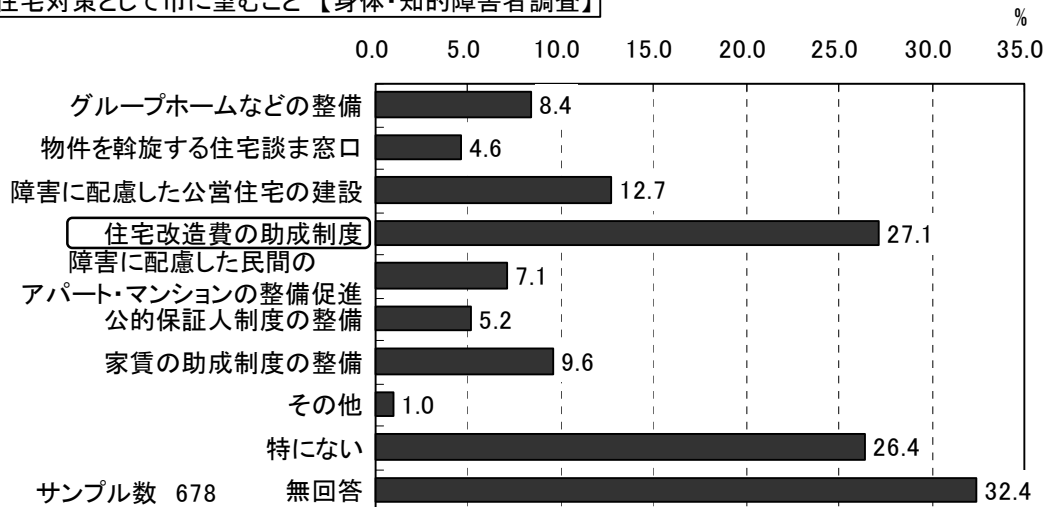
<sup>22</sup> ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称。

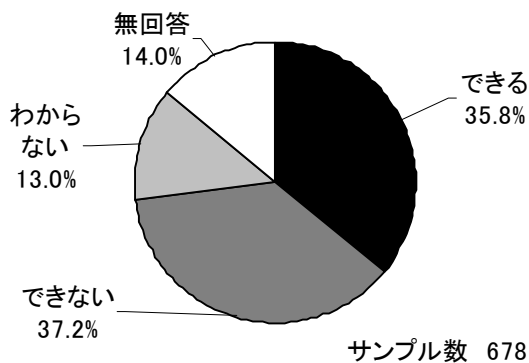
<sup>23</sup> 交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。

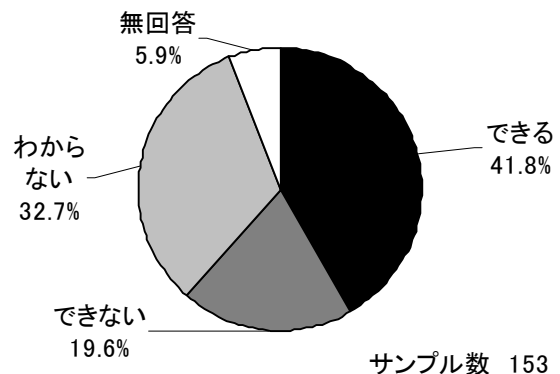
住宅対策として市に望むこと【身体・知的障害者調査】



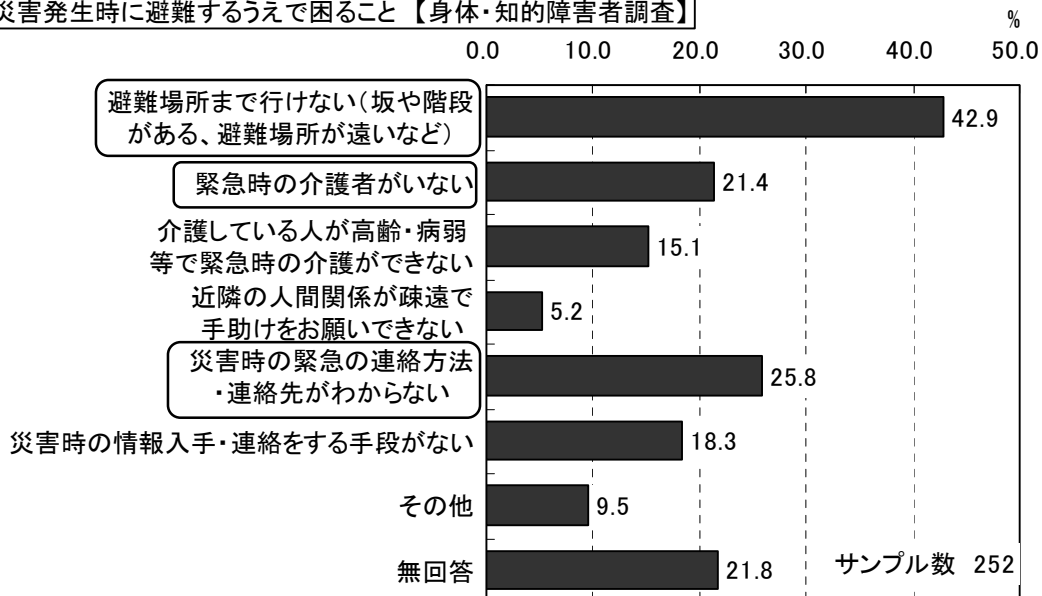
一人で避難できるかどうか【身体・知的障害者調査】



一人で避難できるかどうか【精神障害者調査】



災害発生時に避難するうえで困ること【身体・知的障害者調査】



## 施策の方向

### 公共施設等の整備・改善

公共施設等の障害者用トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を進めるとともに、身体障害者用駐車場の確保に努めます。

民間による施設の建設や既存施設の改修においても、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、条例に示された整備基準を遵守するように指導・助言を行います。

### 道路・交通環境の整備

安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線などの誘導ラインや点字ブロックなど、障害のある人に限らず、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備、設備の改善に努めます。

### 移動環境の整備

すべての人が安全かつ容易に移動できるように、低床バスやリフト付きバス・タクシーの導入を働きかけます。

### 地域における住まいの確保

障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、市営住宅の入居について障害のある人が優先的に入居できるように配慮するとともに、必要なグループホーム等の整備の支援に努めます。

### 地域における防犯・防災体制の強化

防災訓練等を通じて障害のある人を含め、地域住民の防災意識の向上を図ります。地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。

### 緊急時における支援体制の整備

災害時要援護者支援マニュアルを策定し、要援護者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図ります。

### 消費生活トラブルの防止

消費生活センターと連携し、悪徳商法に関する情報提供や消費者教育に取り組むとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。

## 4 障害福祉サービス等の提供体制の整備【障害福祉計画】

### (1) 平成 23 年度に向けた目標値

#### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	現在 (平成 17 年 10 月時点)	目標 (平成 23 年度)
施設入所者数	114 人	94 人
		地域生活移行者数 26 人(23.0%)
		削減見込 20 人(17.0%)

#### 《備考》

##### ○国の目標

- ・現時点の施設入所者数の1割以上を地域生活へ移行する。
- ・平成 23 年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減する。

○現在の施設入所者数とは、入所期間の長短を問わず、平成 17 年 10 月 1 日時点で入所施設に入所している者とする。

○地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者であり、身体障害者療護施設(入所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等から地域生活へ移行する者が想定される。

○現在の利用者数には、新規整備予定の施設利用者数は含まれない。

#### 目標達成に向けた取り組み

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、地域生活を希望する人に対して、自立訓練(生活訓練)等のサービスを提供します。

地域の生活の場として必要となるグループホーム等については、設置を推進するために社会福祉法人等に対して必要な支援を行い、共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)を 42 人から 83 人にすることをめざします。

地域での日常生活を支援するため、事業者への参入促進を図り、訪問系サービスや生活介護、地域活動支援センター等を確保します。

これらにより、平成 23 年度末において、平成 17 年 10 月時点における福祉施設入所者のうち、23%を地域生活へ移行することをめざします。

### 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	現在 (平成 14 年度 患者調査)	目標 (平成 23 年度)
入院中の退院可能精神障害者数	65 人	50 人
		削減数 15 人

#### 《備考》

##### ○国の目標

・平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の入院を解消する。

○退院可能精神障害者とは、患者調査(直近集計値は平成 14 年度)における精神病床入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な者」とする。

#### 目標達成に向けた取り組み

社会福祉法人等に対して必要な支援を行い、グループホームやケアホーム等の居住の場を確保します。

日常生活を支える居宅介護等のサービスや、地域活動支援センターなどの多様な日中活動の場を確保します。

市内の医療機関や保健福祉サービスの関係機関等が連携し、保健・医療・福祉の包括的な支援体制づくりに努めます。

広報紙等の活用や、社会福祉協議会等の関係機関・組織と連携して、地域住民に対して精神障害者についての正しい知識の普及啓発を図ります。また、障害のある人や当事者団体と地域との交流を深める行事等の開催を促進します。

地域において、退院後の生活を支える受け入れ体制の整備を推進し、平成 23 年末までに退院可能な精神障害者として 15 人の退院をめざします。

## 福祉施設から一般就労への移行

項目	現在 (平成 17 年度)	目標 (平成 23 年度)
一般就労移行者数	1人	8人(8倍)
施設利用者数(A)	217人	—
就労移行支援事業利用者数(B)	—	84人 (B/A 3.9割)
就労継続支援事業利用者数(C)	—	100人
うちA型利用者数(D)	—	13人 (D/C 1.3割)

### 《備考》

#### ○国の目標

・現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

○現在の一般就労移行者数は、平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。

○現在の施設利用者数は、平成 17 年度における施設利用者数。

○一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A型)及び福祉工場の利用者となった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

### 目標達成に向けた取り組み

小規模作業所等の事業者に対して、就労移行支援事業や就労継続支援事業へ移行するように支援を行い、サービス基盤整備に努めます。

公共職業安定所や事業所と連携し、障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)を活用し、本格的な雇用に向けた支援を行います。

職場適応援助者(ジョブコーチ)助成金制度の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用を積極的に推進し、職場への定着を支援します。

サービス事業者・公共職業安定所・事業所、その他市内の福祉・労働・教育等の関係機関が連携した就労支援ネットワークを推進していきます。

障害種別や利用者のニーズに応じたきめ細かい就労支援体制の構築に努め、平成 23 年度において福祉施設から一般就労へ移行する人を平成 17 年度の 8 倍の 8 人をめざします。

## (2) 障害福祉サービス・指定相談支援

### 現 状

平成 17 年 10 月における実績は以下の通りとなっています。

日中活動系サービス及び居住系サービスの平成 18 年度以降のサービス見込量は、平成 17 年 10 月の実績を基礎として推計を行いました。

#### 《日中活動系》

##### ■身体障害者施設

単位:人

施設種別	利用実数
更生施設	2
療護施設	20
授産施設	8
通所授産施設	12
福祉工場	0
小規模通所授産施設	0
小 計 (A)	42

##### ■知的障害者施設

単位:人

施設種別	利用実数
更生施設(入所)	70
更生施設(通所)	15
授産施設(入所)	13
授産施設(通所)	52
福祉工場	0
小規模通所授産施設	0
小 計 (B)	150

■精神障害者施設

単位:人

施設種別	利用実数
生活訓練施設	1
入所授産施設	0
通所授産施設	24
福祉工場	0
小規模通所授産施設	0
小計 (C)	25

3障害法定サービス合計【D(=A+B+C)】	217
------------------------	-----

■デイサービス及び精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所

単位:人

施設種別	利用実数
身体障害者デイサービス	11
知的障害者デイサービス	5
精神障害者地域生活支援センター	25
デイサービス等合計 (E)	41
小規模作業所(3障害) (F)	61

※身体・知的障害者デイサービス、地域生活支援センターについては、1日当たりの平均実利用人数。

日中活動系サービス利用者数 総計 (D+E+F)	319
--------------------------	-----

《居住系》

■身体障害者施設

単位:人

施設種別	利用実数
更生施設	2
療護施設	20
授産施設	8
小計 (A)	30

■知的障害者施設

単位:人

施設種別	利用実数
更生施設(入所)	70
授産施設(入所)	13
小計(B)	83

■精神障害者施設

単位:人

施設種別	利用実数
生活訓練施設	1
入所授産施設	0
小計(C)	1

3障害施設系サービス合計【D(=A+B+C)】	114
-------------------------	-----

■通勤寮及びグループホーム

単位:人

施設種別	利用実数
知的障害者通勤寮	0
知的障害者グループホーム	24
精神障害者グループホーム	3
グループホーム等居住系サービス合計(E)	27

■福祉ホーム及び退院可能な精神障害者数

単位:人

施設種別	利用実数
身体障害者福祉ホーム	0
知的障害者福祉ホーム	5
精神障害者福祉ホーム	4
3障害福祉ホーム合計(F)	9
退院可能な精神障害者(G)	65

居住系サービス利用者数 総計(D+E+F+G)	215
-------------------------	-----

## 訪問系サービス

### サービス内容

#### 居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行う「居宅介護」の量的・質的充実を図ります。

#### 重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行う「重度訪問介護」の充実を図ります。

#### 行動援護

重度の知的障害、または重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行う「行動援護」の充実を図ります。

#### 重度障害者等包括支援

常時介護を有する障害者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供する「重度障害者等包括支援」についてはニーズの把握に努めながら、サービスの提供基盤整備を促進します。

### サービス見込量

サービスの種類	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包 括支援	時間分	1,250	1,312	1,378	1,595

## 日中活動系サービス

### サービス内容

#### 生活介護

昼間、障害者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供する「生活介護」の充実を図ります。

#### 自立訓練

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」の充実を図ります。

#### 就労移行支援

一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行う「就労移行支援」の充実を図ります。

#### 就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援 A 型」の充実を図ります。

#### 就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援 B 型」の充実を図ります。

#### 療養介護

医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行う「療養介護」の充実を図ります。

#### 児童デイサービス

障害のある子どもが日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うために施設等に通所して実施する「児童デイサービス」の充実を図ります。

## 短期入所

居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行う「短期入所」の充実を図ります。

### サービス見込量

サービスの種類	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	人日分	283	1,661	2,027	2,977
自立訓練(機能訓練)	人日分	10	11	34	58
自立訓練(生活訓練)	人日分	0	110	132	198
就労移行支援	人日分	0	594	594	638
就労継続支援(A型)	人日分	0	0	22	286
就労継続支援(B型)	人日分	0	726	1,056	1,914
療養介護	人分	4	4	4	8
児童デイサービス	人日分	60	63	66	76
短期入所	人日分	100	105	110	128

## 居住系サービス

### サービス内容

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、または食事や入浴、排せつの介護を行う「共同生活援助（グループホーム）」「共同生活介護（ケアホーム）」について、事業者への支援により、量的・質的充実を図ります。

### 施設入所支援

日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している障害者が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供する「施設入所支援」の充実を図ります。

### サービス見込量

サービスの種類	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	42	53	64	83
施設入所支援	人分	0	38	53	94

## 相談支援

### サービス内容

障害福祉サービスを利用する障害者のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や単身者で自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように、計画を作成します。

### サービス見込量

サービスの種類	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	人分	10	20	25	40

### (3) 地域生活支援事業

障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業が創設されました。

地域生活支援事業は、本市では以下の事業を実施します。事業内容及び見込量は次の通りです。

相談支援事業
コミュニケーション支援事業
日常生活用具給付等事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業
日中一時支援事業
福祉ホーム事業
社会参加促進事業

#### 相談支援事業

##### サービス内容

相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。

##### サービス見込量

#### ■実施見込み箇所数

単位: か所

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	4	4	4	4
	地域自立支援協議会	0	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		0	0	1	1
住宅入居等支援事業		0	0	1	1
成年後見制度利用支援事業(件)		0	0	1	1

## コミュニケーション支援事業

### サービス内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳を設置する事業、点訳等による支援事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。

### サービス見込量

#### ■利用見込み者数

単位:人

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
コミュニケーション支援事業	20	25	25	30

## 日常生活用具給付等事業

### サービス内容

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者に対して、日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付または貸与し、自立した生活を促進します。

### サービス見込量

#### ■給付等見込み件数

単位:件

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	1	1	1	2
自立生活支援用具	6	11	11	12
在宅療養等支援用具	4	9	9	10
情報・意思疎通支援用具	10	19	19	21
排泄管理支援用具	61	134	147	196
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2	3	3	4

## 移動支援事業

### サービス内容

屋外での移動が困難な障害者に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。

### サービス見込量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
実施見込み箇所数(か所)	7	7	7	7
利用見込み者数(人)	63	66	69	78
延べ利用見込み時間数(時間)	1,620	3,396	3,564	4,104

## 地域活動支援センター事業

### サービス内容

地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、障害者デイサービス、日中ショートステイ等、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

併せて、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域における生活支援を促進します。

### サービス見込量

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
基礎的 事業	実施見込み箇所数(か所)	1	2	2	5
	利用見込み者数(人)	25	45	45	90
機能強化事業 〔実施見込み箇所数(か所)〕		1	2	2	5

## 日中一時支援事業

### サービス内容

日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に、日中における活動の場を提供します。

### サービス見込量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
実施見込み箇所数(か所)	5	5	5	5
利用見込み者数(人)	20	22	24	30

## 福祉ホーム事業

### サービス内容

家庭環境や住宅事情等により、居宅において生活することが困難な障害のある人に、低額で住居を提供します。

### サービス見込量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
実施見込み箇所数(か所)	1	1	0	0
利用見込み者数(人)	10	10	0	0

## 社会参加促進事業

### サービス内容

障害のある人の社会参加を促進するため、以下の事業を行います。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	芸術・文化講座開催等事業
点字・声の広報等発行事業	奉仕員養成研修事業
自動車運転免許取得・改造助成事業	

## ( 4 ) サービス見込量確保の方策と質の向上

### 事業者への参入促進

障害福祉サービスや相談支援事業、移動支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

小規模作業所等、既存施設に対して、各事業者の意向を尊重しながら、新体系への円滑な移行を促進します。

### 人材の育成と資質向上の推進

障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるように、県と連携して障害程度区分認定調査員や相談支援従事者等、サービスを提供する人やこれらの人に必要な指導を行う人材の育成や、研修等による質の向上を図ります。

### 障害のある人に対する虐待の防止

地域自立支援協議会をいかして、関係団体・関係機関との連携を強化し、障害のある人に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止ができる体制づくりを推進します。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 市民参画の推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が大変重要となります。障害のある人一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するため、障害者福祉に関係するボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

### 2 関係機関の連携

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、障害のある人一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

### 3 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、必要に応じて障害者福祉専門部会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行います。また、障害者施策の一層の充実に向けて、適切な利用者負担制度等を国や県へ要望していきます。

## 第6章 資料編

### 1 用語解説

#### あ行

IT	Information Technology。情報技術。
アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

#### か行

学習障害	Learning Disabilities (LD)。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。
高次脳機能障害	交通事故や脳血管疾患などにより、脳に損傷が生じて起こる障害。人によって症状は異なるが、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの症状が現れる。
交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。
広汎性発達障害	自閉性障害（自閉症）、レット障害、小児期崩壊性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性障害（非定型自閉症を含む）といった障害の総称。

#### さ行

試行雇用事業（トライアル雇用事業）	公共職業安定所の紹介により、試行的に短期間（原則3か月）雇用する場合に事業主に奨励金が支給される制度。対象は、中高年齢者や障害のある人等の就職希望者。この制度により、就職希望者の適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとする。
自閉症	3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、コミュニケーションの障害、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

ジョブコーチ	職場適応援助者。障害者が職場に適応できるように、新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行う。障害者に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても職場適応に必要な助言を行う。
--------	---

#### た行

注意欠陥多動性障害	Attention Deficit/Hyperactivity Disorder (ADHD)。年齢または発達に不釣り合いな注意力、または衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
特別支援学校	従来の盲学校・聾(ろう)学校・養護学校を一本化し、障害種別を超えた学校として創設。平成19年4月施行。
特別支援教育	これまでの特殊教育の対象外であった学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などを含めて支援の必要性のある児童生徒に対して、一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。平成19年4月より、盲学校・聾(ろう)学校・養護学校は「特別支援学校」、特殊学級は「特別支援学級」へ名称変更される。
特別支援教育コーディネーター	小・中学校における特別支援教育を推進する役割を持つ。文部科学省が示す主な役割としては、校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会の推進役といったものがあげられる。

#### な行

ネットワーク	本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味する。ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いている。
ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

#### は行

ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称。
--------	--

バリアフリー	障害者が社会生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ボランティア	自発性に基づく活動、及びそれに携わる人のこと。

#### や行

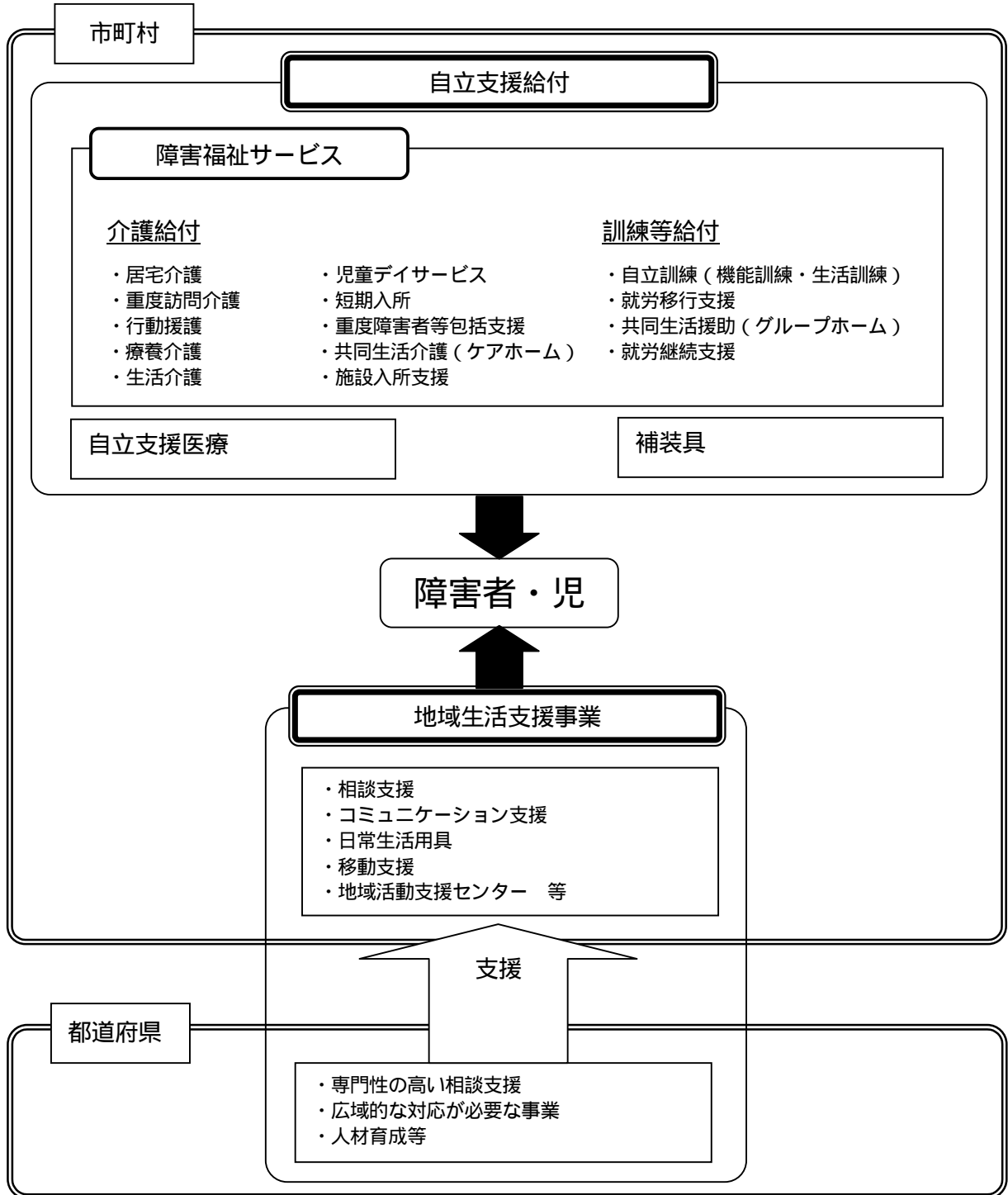
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
------------	---

#### ら行

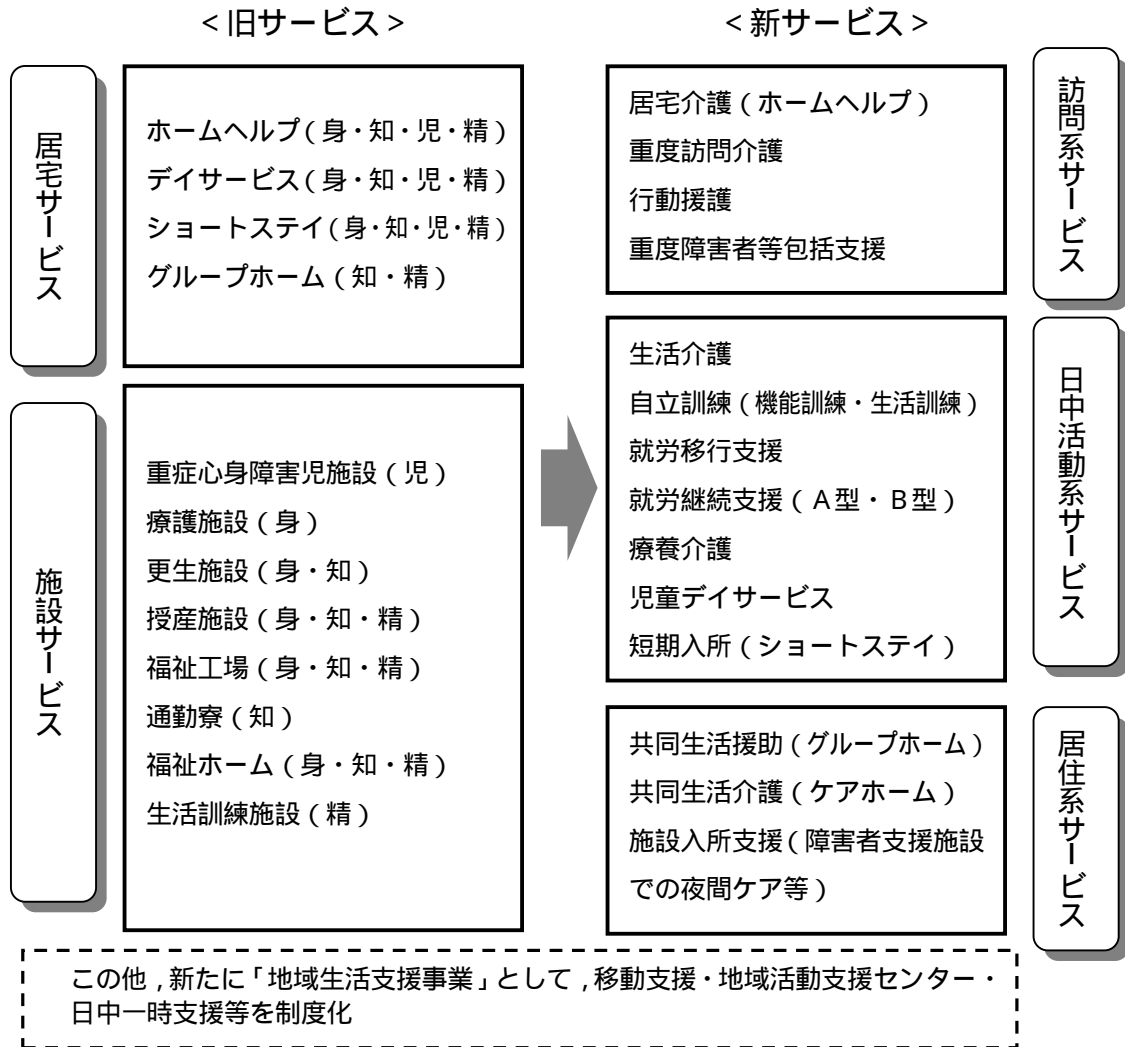
ライフステージ	人の人生をいくつかの段階に区分したもの。乳幼児期、学齢期、青年期、高齢期等。
リハビリテーション	障害のある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、障害のある人の自立と参加を目的としたノーマライゼーションをめざす理念。

## 2 制度改正の概要

### (1) 総合的な自立支援システムの全体像



## (2) 障害福祉サービス体系



### 3

## 浜田市保健医療福祉協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は市民福祉部調整室において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

## 4

## 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(平成18年4月1日～平成20年3月31日)

関係団体	職名等	氏名	備考
島根県立大学	助教授	川中 淳子	
リハビリテーションカレッジ 島根	事務長	林 邦雄	
浜田市医師会	会長	島田 康夫	会長
那賀郡医師会	会長	大屋 敏郎	
浜田歯科医師会	会長	草野 和茂	
浜田市薬剤師会	会長	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	日野 理彦	
浜田市民生児童委員協議会	会長	岡田 繁	
浜田市保育連盟	会長	竺川 紹隆	
障害者団体	代表	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	会長	中辻 一馬	
浜田市社会福祉協議会	会長	福重 照正	副会長
浜田保健所	所長	谷口 栄作	
浜田警察署	署長	岩田 晴雄	
浜田児童相談所	所長	小村 俊美	
浜田市校長会	会長	宇津 豊	
浜田自治区地域協議会	会長	亀谷 利幸	
金城自治区地域協議会	会長	河西 堅	
旭自治区地域協議会	会長	小林 國雄	
弥栄自治区地域協議会	会長	西田 博光	
三隅自治区地域協議会	会長	三浦 一夫	
計		21名	

## 5

## 障害者福祉専門部会委員名簿

(平成19年1月16日～平成20年3月31日)

区 分	団体等	委 員	備 考
当事者団体	浜田市身体障害者福祉協会	西 田 正 行	部会長
	浜田市手をつなぐ育成会	室 崎 富 恵	副部会長
	西川病院いわみ会	濱 田 豊	
	浜田市ミニ療育風の子	白 川 英 代	
医療関係	西川病院医療相談室	山 本 直 紀	
就労関係	ハローワーク浜田	松 尾 修 司	
	就業・生活支援センター	山 崎 幸 史	
教育関係	島根県立浜田養護学校	佐 藤 明 宏	
関係行政機関	島根県浜田保健所	未 成 薫	
	島根県浜田児童相談所	木 村 直 美	
関係団体	浜田市社会福祉協議会	三 浦 聖 二	
	浜田市障害者生活支援センター	勝 田 淑 子	
	西部視聴覚障害者情報センター	和 田 尚	
	浜っ子作業所	沖 田 和 美	
計		14名	

## 6

## 障害者（児）福祉サービス等事業所一覧

この一覧は平成19年1月末現在の状況です。新サービス体系への移行により、今後変動の可能性があります。

## (1) 福祉施設等

## 知的障害児施設

施設名	住 所	電話番号
こくぶ学園 (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市上府町イ 2589	28-0145

## 身体障害者通所授産施設

施設名	住 所	電話番号
ぴゅあ (社会福祉法人ぴゅあ)	浜田市殿町 21-1	22-8103

## 知的障害者更生施設

施設名	住 所	電話番号
桑の木園 (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市金城町七条八 559-2	42-0091

## 知的障害者通所授産施設

施設名	住 所	電話番号
くわの木&あゆみ (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市熱田町 493-3	27-0101
くわの木&あゆみ三隅分場 ( " )	浜田市三隅町向野田 81-6	32-2632
くわの木&あゆみ金城分場 ( " )	浜田市金城町下来原 1541-8	42-0039

精神障害者通所授産施設

施設名	住 所	電話番号
アクティブ工房 (社会福祉法人清圭会)	浜田市港町 284-8	22-7913

精神障害者福祉ホーム

施設名	住 所	電話番号
港夢(みなとーむ) (医療法人社団清和会)	浜田市港町 285-1	23-8926

共同生活援助・共同生活介護(グループホーム・ケアホーム)

施設名	住 所	電話番号
サポートセンターふかふか (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市熱田町 493-3	27-2295

あったホーム(熱田町) おざさホーム(金城町七条) かたにわホーム(片庭町) さかえホーム(栄町) さつきホーム(金城町七条) しんまちホーム(新町) 第2 殿町ホーム(殿町) とのまちホーム(殿町) 浜っ子ホーム(殿町) なかやホーム(金城町七条) かなぎホーム(金城町七条) しんがいホーム(金城町七条) みすみホーム(三隅町向野田) 桑雲寮(金城町七条) さくらホーム(金城町七条)

共同生活援助・共同生活介護事業所 「ひまわり」 (医療法人社団清和会)	浜田市港町 285-1	22-8115
ひまわり 1号、2号、3号(港町)		

聴覚障害者情報提供施設

施設名	住 所	電話番号
島根県西部視聴覚障害者情報センター (社会福祉法人島根県社会福祉事業団)	浜田市野原町 1826-1	24-9334

地域活動支援センター( 型)

施設名	住 所	電話番号
オアシス (医療法人社団清和会)	浜田市港町 285-1	22-8115

障害者小規模（共同）作業所

施設名	住 所	電話番号
浜っ子作業所	浜田市殿町 83-122	22-2824
すみれ会共同作業所	浜田市港町 294-19	23-2629
根っ子作業所	浜田市金城町七条八 2-5	42-0091 (桑の木園内)
あさひひまわり共同作業所	浜田市旭町本郷 362-6	45-1645
やさか風の里作業所	浜田市弥栄町木都賀イ 506-2	48-3263
みすみ共同作業所	浜田市三隅町向野田 581	32-2311

(2) 居宅介護（ホームヘルプ）等事業所

居宅介護等

事業所名	住 所	電話番号	備 考
浜田市社会福祉協議会指定居宅介護事業所 (社会福祉法人浜田市社会福祉協議会)	浜田市野原町 859-1	22-0094	
ヘルパーみすみ (社会福祉法人浜田市社会福祉協議会)	浜田市三隅町向野田 605-2	32-2951	
浜田市障害者ヘルパーステーション (社会福祉法人ぴゅあ)	浜田市殿町 21-1	22-8085	
サポートセンターふかふか (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市熱田町 493-3	27-2295	
スマイルヘルパーステーション (医療法人社団清和会)	浜田市港町 293-2	23-5596	
あいの会 (NPO法人あいの会)	浜田市三隅町三隅 370-3	32-2763	
有限会社あおぞら	浜田市紺屋町 84-7	22-0528	
有限会社ケアサービス浜田居宅介護事業所	浜田市港町 209-5	22-3760	
ヘルパーあさひ (社会福祉法人旭豊福祉会)	浜田市旭町本郷 362	45-0181	

事業所名	住 所	電話番号	備 考
弥栄福祉会居宅サービス事業所 (社会福祉法人弥栄福祉会)	浜田市朝日町 73-6	24-1899	
株式会社コムスン浜田中央ケアセンター	浜田市黒川町 4196 岡本ビル 2F1号	22-7951	
アゼーリ訪問介護ステーション (医療法人社団水澄み会)	浜田市三隅町河内 451-1	32-2112	
アイリスケアセンター浜田 (株式会社ニチイ学館)	浜田市田町 1681 小 川ファミリービル 1F	24-2027	
有限会社三晃	浜田市下府町 1579-2	24-8582	
介護屋さんぽっと (有限会社ホットケアセンター)	浜田市朝日町 1518 グランディ朝日	24-1388	

は移動支援事業実施事業所

#### 短期入所

事業所名	住 所	電話番号	備 考
こくぶ学園 (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市上府町イ 2589	28-0145	
桑の木園 (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市金城町七条八 559-2	42-0091	
さんあい通所介護事業所 (社会福祉法人浜田市社会福祉協議会)	浜田市金城町下来原 1541-20	42-2300	

は日中一時支援事業実施事業所

#### 生活介護

事業所名	住 所	電話番号
生活介護事業所びゅあ (社会福祉法人びゅあ)	浜田市殿町 21-1	22-8085
さんあい通所介護事業所 (社会福祉法人浜田市社会福祉協議会)	浜田市金城町下来原 1541-20	42-2300

## 自立訓練

事業所名	住 所	電話番号
デイサービスセンターあいの会 (NPO法人あいの会)	浜田市三隅町三隅 370-3	32-2763

## (3) 相談支援等事業所

### 障害者生活支援センター等(浜田市委託事業所)

事業所名	住 所	電話番号
浜田市障害者生活支援センター (社会福祉法人ぴゅあ)	浜田市殿町 21-1	22-8085
レント (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市殿町 75-8	22-4141
陽だまり (医療法人社団清和会)	浜田市港町 285-1	22-8115
島根整肢学園 (社会福祉法人島根整肢学園)	江津市渡津町 1926	(0855) 52-2442

### 障害者就業・生活支援センター

事業所名	住 所	電話番号
レント (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市殿町 75-8	22-4141

### 発達障害者支援センター

事業所名	住 所	電話番号
ウインド (社会福祉法人いわみ福祉会)	浜田市上府町イ 2589	28-0208

## (4) 養護学校・聾(ろう)学校

学校名	住 所	電話番号
島根県立浜田養護学校	浜田市国分町 342-2	28-2200
島根県立浜田ろう学校	浜田市国分町 342-2	28-0146

( 5 ) 行政・関係機関等

機関名	住 所	電話番号
島根県立浜田教育センター	浜田市長沢町 1550-1	23-6782 (代表)
島根県浜田保健所	浜田市片庭町 254	22-3131 (代表)
島根県浜田児童相談所	浜田市上府町イ 2591	28-3560
浜田市社会福祉協議会	浜田市野原町 859-1	22-0094



一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち  
浜田市障害者計画・障害福祉計画

---

発行年月 / 平成 19 年 3 月

発 行 / 島根県浜田市

編 集 / 浜田市市民福祉部健康長寿課

〒697 - 8501 島根県浜田市殿町 1 番地

TEL : (0855) 22 - 2612 (代表) FAX : (0855) 23 - 4922